マネジメント改革	大項目	Ⅰ　財務 リストラクチャリング	課題	1　身の丈に合わせた経常経費の圧縮 2　新手法による投資的経費の追加的圧縮 3　特別会計の改革 4　公債発行の削減(一般会計) 5　戦略的不良債権処理の体制構築 6　歳入確保策	具体的取組	①	経常経費の 2 割削減 （当面、5 年間で▲900 億円の削減）

【現　状】

道路・橋梁・河川事業等

・経常経費について平成 11 年度より扶助費や公債費等（義務的経費）を除き、予算要求基準について毎年▲10%のマイナスシーリングを実施している。
・しかし、人件費は一定削減してきたものの、総額としてＷＴＣ庁舎の移転の影響により▲8.2%の削減となっている。
・経常経費の削減を求められる中で、人件費は経常経費の約 74%を占めている。

再編前の建設局

人件費　H10 決算　137 億円⇒H17 予算　113 億円（▲17.7%）
総　額　H10 決算　169 億円⇒H17 予算　152 億円（▲ 8.2%）

下水道事業

・サービス水準の検討として、生活保護世帯への下水道使用料の福祉減免措置は、昭和 48 年 2 月の市会の付帯決議に基づき、ひとり親世帯や高齢者世帯等への減免措置と併せて実施している。
（H16 年度決算（税込）181 百万円、H15 年度決算（税込）138 百万円）
・下水道事業の維持管理費については、H13～16 の財政収支計画を策定し、事務事業の見直しにより削減に取り組んできており、H13 以降毎年減少している。
H17 人件費（退職手当除く）16,960 百万円
物件費（消費税除く）　21,444 百万円

【何が問題か】

・これまで人件費を含めて経費削減に努めてきたが、より一層の取組が必要である。

下水道事業

・サービス水準の検討（下水道使用料の福祉減免）については、生活保護世帯に関して、扶助費の中に下水道使用料が含まれていることから二重措置となり見直しが必要。また、生活保護世帯への福祉減免については下水道事業会計負担となっており、他の使用者へ負担が転嫁されることになるが、受益者負担の観点からも整理が必要である。
・下水道事業については、使用水量が減少傾向にあり、一般会計補助金の削減が迫られている中、下水道サービスの安定的・継続的提供のためには、一層の収支改善が必要である。

マネジメント改革	大項目	Ⅰ　財務 リストラクチャリング	課題	1　身の丈に合わせた経常経費の圧縮 2　新手法による投資的経費の追加的圧縮 3　特別会計の改革 4　公債発行の削減(一般会計) 5　戦略的不良債権処理の体制構築 6　歳入確保策	具体的取組	①	経常経費の 2 割削減 （当面、5 年間で▲900 億円の削減）

【これまでの取組】

・人件費については、現行の行財政改革計画（計画期間 H13～17）において、一定削減した。

道路・橋梁・河川事業等

H10 決算　137 億円⇒H17 予算　113 億円▲17.7%（年率▲2.5%）

下水道事業

・事務事業の効率化などの推進により、H13～H16 の間に約 44 億円の削減を図ってきた。

H18 人件費（退職手当除く）15,696 百万円（△1,264 百万円）
物件費（消費税除く）　19,752 百万円（△1,692 百万円）

【今後の具体的な取組課題】

・退職者の不補充
・共通管理業務の集約化・民間委託化
・監理団体等関連団体からの職員の引き揚げ
・施設等の維持管理における効率化
・公民の役割分担の検討

下水道事業

・サービス水準の検討（下水道使用料の福祉減免）については、生活保護世帯等への下水道使用料の福祉減免措置の見直しを図る必要がある。
・事業の集約化や事務事業の効率化の推進により、一層の費用の削減が必要である。

マネジメント改革	大項目	Ⅰ　財務 リストラクチャリング	課題	1　身の丈に合わせた経常経費の圧縮 2　新手法による投資的経費の追加的圧縮 3　特別会計の改革 4　公債発行の削減(一般会計) 5　戦略的不良債権処理の体制構築 6　歳入確保策	具体的取組	①	経常経費の 2 割削減 (当面、5 年間で▲900 億円の削減)	⑱

【具体的取組】

①　経常経費の２割削減　－他都市並みの行政コストを目指すため、経常経費の削減を図る－

道路・橋梁・河川事業等

（１）　経常経費（１部歳出）としては人件費（１１０億円）と経常的施策経費及び管理費（３７億円）があるが、主に街路灯費・水防事務組合費など市民生活に密着した都市基盤施設の維持管理経費であり、人件費を除く経常経費としては、１割強（４億円）の削減を行っていく。

・道路照明灯の水銀灯から高圧ナトリウム灯への球替えの推進による電気代の節減

・監理団体への委託料の見直し　平成 19 年 4 月完了

（２）　しかしながら、これ以上の削減は困難な状況ではあるが、経常経費として２部歳出の中にも維持的経費（２部歳出：８５億円）があり、これについては公共事業費の削減目標である２５％の削減（２１億円）を行っていく。

・事業内容の精査によるコストの縮減　・公募型競争入札制度の適用対象の拡大等によるコストの圧縮

（３）　また、人件費としては、今後５年間で約２００人の削減を図る。平成１７年度予算の一人当たりの人件費単価（８．７百万円）に置き直すと約１７億円の削減効果があるものと考えられる。

※１部、２部あわせて、経常経費を約４３億円削減する。

（４）　市民に理解を得られる市政改革を進め、一層の行政コストの圧縮や、市民サービスのあり方についての検討を行う。

《スケジュール》

平成 18 年度予算から取り組む。

人件費　（単位：百万円）

H17 予算	削減目標（A）	3 ヵ年での削減額（B）	21 予算削減額（C）	4 ヵ年での削減額（D＝B＋C）	4 ヵ年での達成率（E＝D／A）	残目標（A―D）
13,083	▲1,735	▲1,639	▲628	▲2,267	130.7%	532（達成予定）

物件費　（単位：百万円）

H17 予算	削減目標（A）	3 ヵ年での削減額（B）	21 予算削減額（C）※	4 ヵ年での削減額（D＝B＋C）	4 ヵ年での達成率（E＝D／A）	残目標（A―D）
12,234	▲2,544	▲3,098	▲1,040	▲4,138	162.7%	1,594（達成済）

※　経費削減の取組における削減額▲21（百万円）を含んでいます。

マネジメント改革	大項目	Ⅰ　財務 リストラクチャリング	課題	1　身の丈に合わせた経常経費の圧縮 2　新手法による投資的経費の追加的圧縮 3　特別会計の改革 4　公債発行の削減(一般会計) 5　戦略的不良債権処理の体制構築 6　歳入確保策	具体的取組	①	経常経費の 2 割削減 （当面、5 年間で▲900 億円の削減）	⑱

【具体的取組】

①　経常経費の２割削減

下水道事業

（１）サービス水準の見直し（下水道使用料の福祉減免）

生活保護世帯への下水道使用料の福祉減免措置（下水道事業会計負担）のあり方に関しては、生活保護費の内容を考慮し、平成 18 年度以降の廃止について、市会の議論を踏まえ検討する。　平成 18 年 10 月 1 日　廃止済

また、一般会計負担で実施している高齢者世帯等への下水道使用料福祉減免措置のあり方に関しては、他の福祉制度における高齢者への適用要件との均衡を考慮し、平成 19 年度以降の対象年齢の引き上げと所得制限の導入について、市会の議論を踏まえ、関係局と十分に連携を図りながら検討する。

（２）下水道事業（維持管理費）

新規施設の稼動に伴う経費や、修繕の必要性の増加も見込まれるが、人件費では、処理場監視室の統廃合、抽水所の遠方制御、送泥ネットワークの構築、アウトソーシングも含めた事務事業の見直し等により、下水道事業全体では、５年間で約３７０人の職員数の削減。人件費では、約３３億円の削減（退職金の増は除く）を行う。物件費では、送泥ネットワークの構築による汚泥運搬費の削減、処理場・抽水所の運営管理評価指標の整備と、それに基づくきめ細かな運転管理の実施、競争入札の拡大等により、５年間で約２６億円の削減を行う。

H19～22　削減目標額　人件費（退職手当除く）2,036 百万円　　物件費（消費税額除く）　908 百万円

《スケジュール》（１）については、生活保護世帯の減免廃止は平成 18 年度に実施し、高齢者世帯等の減免見直しは平成 17 年度から検討し、平成 19 年度以降実施について引続き検討（２）については、平成 18 年度予算から取り組む。

人件費（退職手当除く）　（単位：百万円）

H17 予算	削減目標（A）	3 ヵ年での削減額（B）	21 予算削減額（C）	4 ヵ年での削減額（D＝B＋C）	4 ヵ年での達成率（E＝D／A）	残目標（A—D）
16,960	▲3,300	▲3,295	▲935	▲4,230	128.2%	930（達成予定）

物件費（消費税除く）　（単位：百万円）

H17 予算	削減目標（A）	3 ヵ年での削減額（B）	21 予算削減額（C）	4 ヵ年での削減額（D＝B＋C）	4 ヵ年での達成率（E＝D／A）	残目標（A—D）
21,444	▲2,600	▲2,302	344	▲1,958	75.3%	▲642

マネジメント改革	大項目	Ⅰ　財務 リストラクチャリング	課題	1　身の丈に合わせた経常経費の圧縮 2　新手法による投資的経費の追加的圧縮 3　特別会計の改革 4　公債発行の削減(一般会計) 5　戦略的不良債権処理の体制構築 6　歳入確保策	具体的取組	① ② ③ ④	新規事業から維持管理への公共事業の転換 民間企業やＮＰＯ等の活用 需給予測・コスト計算等の精査による質・規模の見直し 公募型競争入札等によるコストの圧縮

【現　状】

道路・橋梁・河川事業等

・安全・安心で快適な市民生活や都市活動を支えるために、道路・橋梁・河川などの社会資本の既存ストックの適切な保全及び機能維持を図るとともに、効果的・効率的な事業実施による早期効果の発現や都市再生、都市環境問題など喫緊の都市問題に対して対応している。

《大阪市内における道路・橋梁・河川の現状》

・道路は平成 17 年 4 月現在、11,780 路線、3,880km、面積 38.2k ㎡である(高速除く)。このうち直轄国道（国土交通省管理）を除いた、大阪市（市長）管理の道路は、11,773 路線、3,828km、面積 36.7k ㎡であり、市域面積比約 16.6%となっている。

・橋梁は平成 17 年 4 月現在７６２橋であり、延長４７．６６km、橋面積７２２，８０５㎡である。(平均橋齢約 36 年となっている。)

・河川は平成１７年４月１日現在で、３３河川、約１４８ｋｍであり、うち大阪市の管理している河川は、１５河川、延長にして約３０ｋｍある。

《都市計画道路の整備状況》

・計画延長　　約５２４km
・整備済延長　約３７７km　(整備率　約　７２%)
・事業中　　約　５０ｋｍ（→うち H17 年度完成予定　約　５ｋｍ）
・未着手路線　約　９７ｋｍ（→うち３０年以上経過路線　約９０ｋｍ）

下水道事業

・バブル後の平成 4 年度以降 14 年度まで、建設改良費は高い水準で推移しており、ピークの平成 11 年度では、バブル前 5 年間の建設改良費平均（440 億円）の約 1.84 倍、企業債平均（241 億円）の約 2.13 倍となっている。

・平成 15 年度以降の建設改良費圧縮に伴う、企業債発行抑制により、平成 17 年度予算では、既に建設改良費を 454 億円、企業債を 242 億円とバブル前の水準まで抑制しており、企業債残高も平成 15 年度をピークに減少基調に転じている。

【何が問題か】

道路・橋梁・河川事業

・社会資本の整備・維持管理に充当できる財源が、ピーク時の約４割程度まで減少している厳しい財政状況のもとでは、効率的・効果的な対応に加え、今後はさらに投資的事業の繰延べや休止を行なっていくことが必要である。

下水道事業

・市域の 9 割が平坦で雨に弱い地形となっている本市では浸水を防除する「浸水対策」、大阪湾や市内河川の水環境の保全に資する「高度処理の導入」や「合流式下水道の改善」等、さらには、快適な環境や循環型社会を構築する「アメニティ対策」など数多くの課題を有しており、法令を遵守し、市民の安全・安心を確保するとともに、新たな社会のニーズに的確に対応していくなど、必要に迫られ事業を展開してきた。

　また、本市の下水道は古くから整備してきたことから、既に多くの施設が耐用年数を迎えており、今後も耐用年数を超過する施設が急増することが予想される。これまでにも維持管理の工夫などで、老朽施設の延命化を図ってきており、今後も安定した市民サービスを提供するために、適正な維持管理をしていく上で「改築更新」が急務である。

マネジメント改革	大項目	Ⅰ　財務 リストラクチャリング	課題	1　身の丈に合わせた経常経費の圧縮 2　新手法による投資的経費の追加的圧縮 3　特別会計の改革 4　公債発行の削減(一般会計) 5　戦略的不良債権処理の体制構築 6　歳入確保策	具体的取組	① ② ③ ④	新規事業から維持管理への公共事業の転換 民間企業やＮＰＯ等の活用 需給予測・コスト計算等の精査による質・規模の見直し 公募型競争入札等によるコストの圧縮

【これまでの取組】

道路・橋梁・河川事業等

・「大阪市財政構造の改革に向けて」(2004.12.17)において、公共事業費については市債発行（一般債）の抑制を図るためにも2008年度までに▲20%の削減を図ることとしている。
・一般会計の削減額に比べて投資的臨時的経費、特に公共事業費は大幅に削減してきた。
・厳しい財政状況を受けて、公共事業費が削減される中での具体的な取組みとしては、

街路事業
・投資効果の早期発現のため、重点整備路線の選定や積極的に土地収用制度の活用を図りより効果的な事業実施を図っている。

道路・橋梁・河川事業
・持続可能な都市経営の基盤となる道路、橋梁などの整備や良好な状況に維持管理するために、
　1）既存ストックの適切な保全と有効活用へのシフト
　2）継続事業の収束
　3）事業の集中による効果的な対応
に努めている。

下水道事業

・大阪市の予算編成方針に従い、事業費の抑制に努め、建設改良費、企業債とも、すでにバブル前の水準にまで縮減している。
・合流式下水道の改善において、本市独自開発の技術を導入し、既存ストックを有効活用することで大幅なコスト削減に努めている。(全体事業費3000億円⇒2000億円)
　H18年度予算　建設改良費　４５３億円

【今後の具体的な取組課題】

・本市は古くから道路・橋梁・河川・下水道などの都市整備を積極的に進めてきており、市民が安全・安心して暮らすことができるために、都市基盤施設の機能の維持に重点をおいて維持・補修を実施する。
・さらに、都市基盤に関して、計画的予防保全対策を実施していくことにより、都市基盤施設の延命化を図るとともに、機能維持に必要な財源の平準化を図る。
・適正な維持管理を行うためには、改築更新を実施する必要があり、改築更新にかかる事業費の増加に対応するため、事業の選択と集中により、多くの課題の中から浸水対策、合流式下水道の改善、改築・更新を重点施策として取り組むこととし、企業債の抑制を図りながら、必要な事業費を確保する。
・併せて、関係局と連携し、コスト縮減に取組む。

様式②
具体的取組み

マネジメント改革	大項目	Ⅰ　財務 リストラクチャリング	課題	1　身の丈に合わせた経常経費の圧縮 2　新手法による投資的経費の追加的圧縮 3　特別会計の改革 4　公債発行の削減(一般会計) 5　戦略的不良債権処理の体制構築 6　歳入確保策	具体的取組	① ② ③ ④	新規事業から維持管理への公共事業の転換 民間企業やＮＰＯ等の活用 需給予測・コスト計算等の精査による質・規模の見直し 公募型競争入札等によるコストの圧縮	⑰

【具体的取組】

①　新規事業から維持管理への公共事業の転換

道路・橋梁・河川事業

（1）社会資本の整備・維持管理に充当できる財源が、ピーク時の約４割程度まで減少しており、厳しい財政状況のもとでは、今後、同じベースでの圧縮は困難であるため、新手法を導入し、新たな視点から見直す。即ち、今後の公共事業は、新規事業重視から効率的な維持管理中心へと質的転換を図る。

（2）以上の新手法によって、５年間で 40%の削減（削減額２４５億円）
ただし、街路事業のうちの淀川左岸線Ⅱ期及び天王寺大和川線(旧阪和線緑地部分＜天王寺南～文の里間＞)・特別会計繰出金は除く）

（3）具体的な取組みとしては、

・既存ストックの適切な保全と有効活用

道路・橋梁・河川の維持管理及び補修

・継続事業の収束

中止・休止：長大橋の整備、歩道の美装化、歴史の散歩道、バスレーン対策　など　平成１７年４月完了

事業収束に重点的に投資：幹線共同溝（諏訪工区)、橋梁整備（春日出橋)、地下鉄８号線関連　など　平成１９年３月完了

事業の繰り延べ（年間投資額を抑える)：電線共同溝、幹線共同溝、治水対策　など

・事業の集中による効果的な対応【経済活性化に直結する基盤整備、子供から高齢者までに目を向けた生活基盤整備】

安全で安心なまちづくり関連（道路のバリアフリー化など)、道頓堀川水辺整備及び関連橋梁整備、環境負荷軽減（保水性舗装など)、都市再生道路整備

《スケジュール》

平成 17 年度予算から順次取り組む。　（単位:百万円）

H17 予算	削減目標（A）	3 ヵ年での削減額（B）	21 予算削減額（C）	4 ヵ年での削減額（D＝B＋C）	4 ヵ年での達成率（E＝D／A）	残目標（A—D）
61,149	▲24,532	▲19,984	▲1,769	▲21,753	88.7%	▲2,779

様式②
具体的取組み

マネジメント改革	大項目	Ⅰ　財務 リストラクチャリング	課題	1　身の丈に合わせた経常経費の圧縮 2　新手法による投資的経費の追加的圧縮 3　特別会計の改革 4　公債発行の削減（一般会計） 5　戦略的不良債権処理の体制構築 6　歳入確保策	具体的取組	① ② ③ ④	新規事業から維持管理への公共事業の転換 民間企業やＮＰＯ等の活用 需給予測・コスト計算等の精査による質・規模の見直し 公募型競争入札等によるコストの圧縮	⑰

【具体的取組】

① 新規事業から維持管理への公共事業の転換

下水道事業

（1）下水道事業会計における建設改良費は、ピークの平成 11 年度決算の 811 億円より概ね減少基調となり、平成 16 年度決算の 487 億円へと 5 年間で 40%の削減を行ってきた。既にかなりの事業費の圧縮をしてきており、今後、同じペースでの圧縮は困難。

（2）本市では古くから下水道整備を行ってきたことから、管渠の約 18%（平成 16 年度末現在、887km）、抽水所・処理場の機械・電気設備の約 56%（同、2,438 装置）が標準耐用年数を超過している。今後、高度成長期に建設した施設が耐用年数を迎えることから、このような老朽施設が急増することが予測される。これまでにも維持管理の工夫により、標準耐用年数の 1.5 倍を目標として老朽施設の延命化を図ってきており、更なる供用は不具合によるトラブルや修繕費など維持管理費の増加が懸念されるため、ライフサイクルコストの観点からも老朽施設の改築更新が急務である。今後、増大する改築更新に必要な事業費を確保するため、事業の選択と集中により、「改築更新」にくわえ、下水道法施行令改正により 20 年以内に義務付けられた「合流式下水道改善」、浸水のない安全な都市をめざす「浸水対策」の 3 つの施策を重点施策として取り組む。

（3）改築更新を含む事業の実施にあたっては、下水処理の高度化や排水機能の増強など「機能の高度化」が図れる施設とするとともに、施設の統廃合や維持管理体制の見直しによる「事業の効率化」を図り、人件費や運転経費など経常的な経費の削減が可能となる施設とする。

（4）事業費規模の考え方

ⅰ　このように、改築更新、合流式下水道の改善、浸水対策等多くの課題があるが、事業の選択と集中やコスト縮減を図ることにより、平成 18 年度以降 3 年間については、現在継続中の事業を一定完遂（一部の事業は中断）させることが可能な平成１７年度予算規模（454 億円）以下に抑制してきた。

ⅱ　平成 21 年度以降~~は~~についても、投資的経費について、平成 17 年度予算なみ 454 億円へ抑制を維持する。

《スケジュール》

平成 18 年度予算から取り組む。

（単位：百万円）

H17 予算	削減目標 （A）　※１	3 ヵ年での 削減額（B）	21 予算削減額 （C）　※２	4 ヵ年での削減額 （D＝B＋C）	4 ヵ年での達成率 （E＝D／A）	残目標 （A―D）
45,400	―	―	▲5,400	―	―	―

※１　（A）は、平成 17 年度予算なみ 454 億円以下への抑制となります。

※２　（C）は、H17 予算と比較しての差額の金額となります。

マネジメント改革	大項目	Ⅰ　財務 リストラクチャリング	課題	1　身の丈に合わせた経常経費の圧縮 2　新手法による投資的経費の追加的圧縮 3　特別会計の改革 4　公債発行の削減（一般会計） 5　戦略的不良債権処理の体制構築 6　歳入確保策	具体的取組	① ② ③ ④	新規事業から維持管理への公共事業の転換 民間企業やＮＰＯ等の活用 需給予測・コスト計算等の精査による質・規模の見直し 公募型競争入札等によるコストの圧縮

【現　状】

駐輪対策

・ 大阪市では、鉄道駅周辺の自転車対策として、128駅、116,000 台の駐輪場を整備している。　（平成17年3月末現在）

・ このうち、90 駅、94,000 台は有料駐輪場として管理運営している。　（平成17年3月末現在）

・ これら駐輪場の整備主体は、大阪市であり、法的な位置付けは、道路の附属物である。

下水道事業

・ 平成 17 年度予算では、既に建設改良費を 454 億円、企業債を 242 億円とバブル前の水準まで抑制している。

【何が問題か】

駐輪対策

・ 駐輪場整備に係る経費が多額である（平成15年度:639,000 千円）

・ 本市が、財務リストラクチャリングを進めるうえで、投資的経費の抑制を図ることが不可欠である。

下水道事業

・ 建設改良費、企業債ともにバブル前の水準まで抑制してきたが、これらの多岐にわたる課題に対応していくためには、継続した事業費の抑制が困難な状況となっている。

・ 厳しい財政状況のもとで事業を実施していくためには、民間企業等の活用が必要である。

【これまでの取組】

駐輪対策

・ PFIの発想を導入した駐輪場の整備手法の検討

・ 国土交通省においては、駐輪場を占用物件として認める方向である。

下水道事業

・ 大阪市の予算編成方針に従い、事業費の抑制に努め、建設改良費、企業債とも、すでにバブル前の水準にまで縮減している。

【今後の具体的な取組課題】

駐輪対策

・ 駐輪場整備等のひとつの手法として道路占用（道路法第32条）許可することにより、道路区域内の駐輪場の整備・運営の事業を民間事業者等に門戸開放する新手法を取り入れる。

下水道事業

・ 民間企業等の活用によるコスト圧縮についても検討する。

マネジメント改革	大項目	Ⅰ　財務 リストラクチャリング	課題	１　身の丈に合わせた経常経費の圧縮	具体的取組	①	新規事業から維持管理への公共事業の転換	
				２　新手法による投資的経費の追加的圧縮		②	民間企業やＮＰＯ等の活用	⑱
				３　特別会計の改革		③	需給予測・コスト計算等の精査による質・規模の見直し	
				４　公債発行の削減(一般会計)				
				５　戦略的不良債権処理の体制構築		④	公募型競争入札等によるコストの圧縮	
				６　歳入確保策				

【具体的取組】
②　民間企業やＮＰＯ等の活用によるコストの圧縮

駐輪対策

（１）・平成１９年１月の道路法施行令改正の内容を勘案し道路占用許可（道路法第 32 条）の基準づくり
・道路占用許可の対象となる民間事業者の選定方法の基準づくり
・地下鉄今里筋線の地下駐輪場については、パイロットケースとして道路占用制度を導入
（改正前の道路法で実施可能である地下空間）

平成 18 年 12 月完了

（２）新設・増設の一手法として、地下以外の駐輪場について道路敷地を利用し、コンペにより選定される民間事業者において駐輪場整備及び管理運営を行う仕組みを導入

平成 20 年 12 月完了

《スケジュール》
（１）については、平成 18 年度に実施
（２）については、平成 20 年度から実施

マネジメント改革	大項目	Ⅰ　財務 リストラクチャリング	課題	1　身の丈に合わせた経常経費の圧縮 2　新手法による投資的経費の追加的圧縮 3　特別会計の改革 4　公債発行の削減(一般会計) 5　戦略的不良債権処理の体制構築 6　歳入確保策	具体的取組	① ② ③ ④	新規事業から維持管理への公共事業の転換 民間企業やＮＰＯ等の活用 需給予測・コスト計算等の精査による質・規模の見直し 公募型競争入札等によるコストの圧縮	 ⑰

【具体的取組】
② 民間企業やＮＰＯ等の活用によるコストの圧縮

下水道事業

（１）消化ガス発電を PFI で実施
津守下水処理場の汚泥処理過程で発生する消化ガス（バイオガス）を燃料とした発電事業を実施し、温室効果ガスの削減および当該下水処理場の電力費等のエネルギーコストの縮減を目指す。事業の実施にあたっては、民間の資金力、技術力等を活用する PFI 手法を導入し、事業費の圧縮を行う。平成 19 年 9 月完了

（２）市民との協働
近年、全国的に計画規模を超える大雨が多発しており、このような超過降雨に対する浸水被害の軽減に向けて、市民の「自助の促進」を目的とした、各戸貯留の助成制度を実施する。　平成 19 年 3 月完了

（３）民間企業との共同研究の推進
本市独自の民間企業との「公募型共同研究」や「企業申請型共同研究」の制度を活用して、民間企業との共同による新たな技術開発の推進に努める。

《スケジュール》
（１）　については、平成 17 年度：優先交渉権者決定、平成 18 年度契約、平成 19 年度から運営
（２）　については、平成 18 年度から実施
（３）　については、引き続き、継続実施

マネジメント改革	大項目	Ⅰ　財務 リストラクチャリング	課題	１　身の丈に合わせた経常経費の圧縮	具体的取組	①	新規事業から維持管理への公共事業の転換
				２　新手法による投資的経費の追加的圧縮		②	民間企業やＮＰＯ等の活用
				３　特別会計の改革		③	需給予測・コスト計算等の精査による質・規模の見直し
				４　公債発行の削減（一般会計）		④	公募型競争入札等によるコストの圧縮
				５　戦略的不良債権処理の体制構築			
				６　歳入確保策			

【現　状】

道路・橋梁・河川事業等

・投資的経費には、連続立体交差、道路改良の事業の他、幹線道路の補修、橋梁の架替等の大規模補修も投資的経費として予算分類している。
・道路・橋梁・河川などの社会資本は、日常の市民生活に密着した都市施設であり、安全で安心して暮らせるまちにとって、都市基盤施設を良好に維持していくことは必要不可欠である。
・本市には膨大な社会資本のストックをかかえており、橋梁を例にとると、多くの橋梁が戦前に架けられており、架け替えが必要となることから、その更新維持費が増加し、財政負担の増大が懸念される。
・同様のことが、道路・河川でも懸念される。

下水道事業

・平成 17 年度予算では、既に建設改良費を 454 億円、企業債を 242 億円とバブル前の水準まで抑制している。

【何が問題か】

・社会資本の整備・維持管理に充当できる財源が限られる厳しい財政状況下においては、これまでのように管理施設が劣化した後に修繕するという対処療法的な管理手法では、都市基盤施設の機能を維持していくことは困難である。
・下水道事業については、建設改良費、企業債ともにバブル前の水準まで抑制してきたが、これらの多岐にわたる課題に対応していくためには、継続した事業費の抑制が困難な状況となっている。
・厳しい財政状況のもとで事業を実施していくためには、事業の精査によるコスト縮減等が必要である。

マネジメント改革	大項目	Ⅰ　財務 リストラクチャリング	課題	1　身の丈に合わせた経常経費の圧縮	具体的取組	①	新規事業から維持管理への公共事業の転換
				2　新手法による投資的経費の追加的圧縮		②	民間企業やＮＰＯ等の活用
				3　特別会計の改革		③	需給予測・コスト計算等の精査による質・規模の見直し
				4　公債発行の削減（一般会計）		④	公募型競争入札等によるコストの圧縮
				5　戦略的不良債権処理の体制構築			
				6　歳入確保策			

【これまでの取組】

・コスト縮減
　公共工事コスト縮減委員会等において、関係局と連携した取組みを進めている。

・橋梁
　予防保全の着実な実施に向けて橋梁保全支援システムを構築している。

・道路舗装、河川
　計画的に維持修繕するために、現況調査及び維持修繕計画の策定を行っている。

・下水道事業
　大阪市の予算編成方針に従い、事業費の抑制に努め、建設改良費、企業債とも、すでにバブル前の水準にまで縮減している。

【今後の具体的な取組課題】

・市民が安全・安心して暮らすことができる都市基盤施設の機能の維持に特化して実施していく。
・さらに、計画的予防保全対策を実施していくことにより、都市基盤施設の延命化を図るとともに、機能維持に必要な財源の平準化を図る。
・併せて、関係局と連携し、局コスト縮減に取り組む。

下水道事業
・改築・更新を含めた事業の実施にあたって、ストックマネジメント手法の検討、現計画の精査やコスト縮減に努めるとともに、機能の高度化や事業の効率化が図られる施設とする。

様式②
具体的取組み

マネジメント改革	大項目	Ⅰ　財務 リストラクチャリング	課題	１　身の丈に合わせた経常経費の圧縮	具体的取組	①	新規事業から維持管理への公共事業の転換	
				２　新手法による投資的経費の追加的圧縮		②	民間企業やＮＰＯ等の活用	
				３　特別会計の改革		③	需給予測・コスト計算等の精査による質・規模の見直し	⑰
				４　公債発行の削減（一般会計）		④	公募型競争入札等によるコストの圧縮	
				５　戦略的不良債権処理の体制構築				
				６　歳入確保策				

【具体的取組】《スケジュール》

③　需給予測・コスト計算等の精査による質・規模の見直し

道路・橋梁・河川事業

・道路をはじめとした都市基盤施設に関しては、市民コンセンサスの得られるよう、質、規模を精査のうえ、維持管理レベルの見直しを行い、市民が安全で安心して暮らせる機能維持を目標に既存ストックの有効活用を図る。

・平成 19 年度までに工事コストを平成 15 年度比１割削減する。　**平成 20 年 3 月完了**

・都市基盤施設の計画的な予防保全を実施し、補修維持更新費を平準化するために、次の取組みを実施していく。

＜橋梁＞橋梁の長寿命化を実現する維持管理方針の策定（平成１７年度～２０年度）

・橋梁保全支援システムの検証と精度向上（平成１７年度構築、平成１８年度～２０年度検証）

・システム運用マニュアル、点検マニュアルの整備（平成１８年度～２０年度）

・長寿命化を前提とした架替橋梁の精査、「橋梁保全更新計画」の策定（平成１８年度～２０年度）

・「橋梁保全更新計画」に基づく予防保全型維持管理の実施（平成２１年度～）

＜道路舗装＞維持管理計画システム構築（平成１８年度）　・構築したシステムの検証と精度向上（平成１９～２０年度）

・維持管理水準の検討（平成１８～２０年度）　・「舗装維持管理計画システム」の構築（平成２０年度）

・「舗装維持管理計画システム」に基づく予防保全型維持管理の実施（平成２１年度～）

＜河川＞河川及び河川施設の計画的な予防保全を実施し、維持管理経費を平準化するために、次の取り組みを継続的に実施していく。

・出水期前に施設点検を実施し、その結果をもとに、次の２つについて維持管理方針を整理していく。（平成 18 年度）

１　治水の安全性を確保する上で、緊急を要するもの

２　施設を保全する上で、一定のサイクルで実施し延命化を図るもの

・施設点検の優先順位の結果及び今後の財政状況を勘案し将来の維持管理経費の平準化を見据えつつ、補修必要性の高い箇所から、施設の健全性の保持に主眼を置いた維持管理を計画的に実施していく。（平成 19 年度～）

・現在、事業中の河川については、長期間にわたるため、特に緊急を要する補修のみを実施し、改修までの間の機能確保に努める。（平成 18 年度～）

【参考】例えば橋梁での試算例としては、今後３０年の間に、戦前に架けられた約１００橋すべてを順次架け替える場合と、計画的な予防保全を行うことで橋梁の長寿命化を図り、機能維持が困難な架け替えざるを得ない橋数を１５橋程度に抑えた場合、今後３０年間に更新維持のため必要となる費用は、総事業費約 2,100 億円から約 1,100 億円へ、年平均で約７０億円から約３７億円へと大幅な縮減が可能となる。

マネジメント改革	大項目	Ⅰ　財務 リストラクチャリング	課題	1　身の丈に合わせた経常経費の圧縮 2　新手法による投資的経費の追加的圧縮 3　特別会計の改革 4　公債発行の削減(一般会計) 5　戦略的不良債権処理の体制構築 6　歳入確保策	具体的取組	① ② ③ ④	新規事業から維持管理への公共事業の転換 民間企業やＮＰＯ等の活用 需給予測・コスト計算等の精査による質・規模の見直し 公募型競争入札等によるコストの圧縮	 ⑱

【具体的取組】

③　需給予測・コスト計算等の精査による質・規模の見直し

下水道事業

事業内容を精査することにより、事業費の圧縮を行う。平成 19 年度までに工事コストを平成 15 年度比 1 割削減する。平成 20 年 3 月完了

下水処理場への現況の流入量や放流水質等を勘案した将来予測に基づき、現計画の精査を行った上で事業を実施する。

（1）ストックマネジメント手法を検討し、適切な維持管理により施設の延命化を図る。

（2）①の「新規事業から維持管理への公共事業の転換」で示したとおり、今後増加する「改築・更新」に対応するとともに、事業費の抑制を図るため、事業の選択と集中に努める。重点的に取り組む事業については、コスト縮減を図る。

◎改築更新：平成 16 年度末現在で早急な対応が必要な施設の改築更新の実施（管渠 300km、設備 1000 装置を概ね 10 年で実施）

・ 管更生工法など新技術を採用し、コスト縮減を図る。

・ 改築更新にあたっては、抽水所の遠方制御など事業の効率化が図れる施設へと変更し、経常経費の削減に努める。

◎合流式下水道の改善：法令で定める 20 年以内に必要な対策を実施

・ 本市独自開発の技術等を導入し、既存ストックを有効活用することで大幅なコスト縮減に努める。

◎浸水対策：当面は現在継続中の事業を中心に実施し、新規事業の着手を抑制

・ 継続事業のうち完了間近な事業は確実に完了させるとともに、完了までに長期を要する事業は一定の効果が発現する施工規模で事業を中断する。

（3）（2）で示した重点事業以外については、次の方針とする。

◎高度処理の導入：改築更新にあわせて実施するものを除き、原則として進捗を抑制

◎アメニティ対策：臭気対策などの環境対策、災害対策や経費節減につながる再利用施設の建設等を除き、原則として凍結

《スケジュール》

（1）については、平成 18 年度から検討
平成 20 年度から国のストックマネジメントのガイドライン（平成 19 年度策定）を踏まえモデル処理区における検討を実施
平成 21 年度に本市におけるストックマネジメントのガイドラインを策定
平成 22 年度にモデル処理区においてストックマネジメント手法の実施
以降、本市におけるストックマネジメント計画を策定、実施

（2）については、平成 18 年度から実施　（3）については、平成 18 年度から実施

マネジメント改革	大項目	Ⅰ　財務 リストラクチャリング	課題	1　身の丈に合わせた経常経費の圧縮 2　新手法による投資的経費の追加的圧縮 3　特別会計の改革 4　公債発行の削減(一般会計) 5　戦略的不良債権処理の体制構築 6　歳入確保策	具体的取組	① ② ③ ④	新規事業から維持管理への公共事業の転換 民間企業やＮＰＯ等の活用 需給予測・コスト計算等の精査による質・規模の見直し 公募型競争入札等によるコストの圧縮

【現　状】

道路・橋梁・河川事業等においては、局長専決規程に基づき、工事請負、業務委託、物品購入その他にかかる入札契約事務を行っており、平成１６年度実績は次のとおりとなっている。

〔再編前の建設局〕

	工事請負	業務委託	物品	その他	計
公募型指名競争入札	34	0	0	0	34
指名競争入札	95	99	92	5	291
見積合等の随意契約	39	334	555	792	1,720
計	168	433	647	797	2,045

【何が問題か】

指名競争入札を巡る競売入札妨害事件の発生を受けて、大阪市入札等監視委員会から「公正な入札契約の確保に向けての緊急提言」が示され、事件の再発防止策とともに、指名競争入札における恣意的な指名の排除の徹底、業務委託にかかる入札のあり方の改善や公募型指名競争入札への転換などを内容とする入札契約制度の改善、について考え方が示され、同提言に沿った取り組みが求められている。

【これまでの取組】

・平成 17 年 4 月、工事請負に係る入札結果の局ホームページへの掲載を開始
・平成 17 年 6 月、「大阪市業務委託契約事務連絡協議会」(事務局は財政局（現　契約管財局）)発足
・平成 17 年 10 月、物品買入に係る指名競争入札の入札経過調書の事後公表を開始

《提言に沿った取組みの実施》

・平成 17 年 11 月、「工事請負入札指名基準の取扱いについて」を制定・公表(局ホームページ掲載)
・平成 17 年 11 月、橋梁工事、造園工事について公募型指名競争入札の範囲を拡大

【今後の具体的な取組課題】

・業務委託の指名競争入札にかかる指名基準の制定
・業務委託の公募型指名競争入札への移行
・物品等にかかる入札方法の見直し

様式②
具体的取組み

マネジメント改革	大項目	Ⅰ　財務 リストラクチャリング	課題	１　身の丈に合わせた経常経費の圧縮	具体的取組	①	新規事業から維持管理への公共事業の転換	
				２　新手法による投資的経費の追加的圧縮				
				３　特別会計の改革		②	民間企業やＮＰＯ等の活用	
				４　公債発行の削減（一般会計）		③	需給予測・コスト計算等の精査による質・規模の見直し	
				５　戦略的不良債権処理の体制構築				
				６　歳入確保策		④	公募型競争入札等によるコストの圧縮	⑰

【具体的取組】
④ 公募型競争入札等によるコストの圧縮

（１） 工事入札にかかる具体的な指名基準の制定、公表　　平成 17 年 11 月完了

（２） 業務委託、物品等にかかる指名基準、方法の制定、公表　　平成 19 年 3 月完了

（３） 公募型指名競争入札制度の適用対象の拡大により競争性の促進による入札価格の引き下げを図り、事業費の圧縮を行う。

平成 20 年 2 月完了

《スケジュール》
（１） 実施済み（平成１７年１１月）
（２） 平成１７年度に検討、平成１８年度に実施
（３） 平成１７年度までに一部実施済、平成１８年度以降、引き続き検討し、順次実施

マネジメント改革	大項目	Ⅰ　財務 リストラクチャリング	課題	1　身の丈に合わせた経常経費の圧縮 2　新手法による投資的経費の追加的圧縮 3　特別会計の改革 4　公債発行の削減(一般会計) 5　戦略的不良債権処理の体制構築 6　歳入確保策	具体的取組	①　特別会計･一般会計の区分の見直し ②　特別会計管理システムの確立 ③　一般会計からの繰出の見直し ④　国民健康保険事業会計等の健全化

駐車場・有料道路事業

【現　状】

１．駐車場事業会計
・市立駐車場の使用料収入と管理費・公債費などの収支を経理するため、地方自治法第 209 条の規定に基づき、昭和 45 年に駐車場事業会計を設置した。現在、9 箇所の市立駐車場の収支を経理している。
・昭和４５年より一貫して駐車場料金収入が維持管理費を上回り、経常的な収支は黒字を計上しているが、建設借入金の償還が多額となっているため、特別会計の収支は、平成１７年度は単年度約５億円の赤字を計上している。

２．有料道路事業会計
・菅原城北大橋の通行料金収入と管理費・公債費などの収支を経理するため、地方自治法第 209 条の規定に基づき、昭和 59 年に有料道路事業会計を設置した。
・有料道路通行料金収入は、維持管理費を上回り、経常的な収支は黒字を計上しているが、建設借入金の償還が多額となっているため、特別会計の収支は、平成１７年度は単年度約１０億円の赤字を計上している。

【何が問題か】
・両事業においては、料金収入が当初計画を下回っているため、一般会計からの繰出金が発生している。

【これまでの取組】

事業の収支改善を図るため以下の取組を行ってきた。

１．駐車場事業会計
・公営駐車場共通プリペイドカードの導入・拡大、一日上限料金の導入、営業時間の延長（２４時間営業の一部導入を含む)、広報・啓発活動など

２．有料道路事業会計
・回数券のコンビニ・運送業者への再販売契約など

【今後の具体的な取組課題】

１．駐車場事業会計
・平成１８年度に指定管理者制度の導入予定であり、引き続き収支改善を図る。

２．有料道路事業会計
・経費の節減等、引き続き収支改善を図る。

マネジメント改革	大項目	Ⅰ　財務 リストラクチャリング	課題	1　身の丈に合わせた経常経費の圧縮 2　新手法による投資的経費の追加的圧縮 3　特別会計の改革 4　公債発行の削減(一般会計) 5　戦略的不良債権処理の体制構築 6　歳入確保策	具体的取組	①　特別会計･一般会計の区分の見直し　⑱ ②　特別会計管理システムの確立 ③　一般会計からの繰出の見直し　⑱ ④　国民健康保険事業会計等の健全化

【具体的取組】

① 特別会計、一般会計の区分の見直し

１．駐車場事業会計については、起債償還がピークをすぎる平成２７年度以降は、黒字に転換し、一般会計からの繰入れを終える見込みであり、これらの見通しをふまえて、同会計のあり方について関係局と協議する。

２．有料道路事業会計については、料金徴収期間が終了する平成２７年度に事業を終了し、会計を閉鎖する予定である。

③ 一般会計からの繰出しの見直し

１．駐車場事業会計　　指定管理者制度の実施による経費の削減、収入の確保を行う。　平成 18 年 4 月完了

２．有料道路事業会計　監理団体への委託を見直し、約９００万円の削減を行う。　平成 18 年 4 月完了

《スケジュール》

一般会計からの繰出の見直しについて

・駐車場事業会計

平成１８年度～２０年度　指定管理者制度の導入による経費の削減、収入の確保等により、一般会計繰入金を約３５０百万円削減

（単位：百万円）

H17 予算（A）	3 ヵ年での削減額（B）	削減目標（C）	3 ヵ年での達成率（B／C）	H19 予算（D）	H19 時点での削減額（D―A）
555	▲555	▲350	158.6%	0	▲555（達成済）

・有料道路事業会計

平成１８年度　　監理団体への委託の見直し等により、一般会計繰入金を約１００百万円削減

平成１９年度　　公債費の減少等により、一般会計繰入金を約２３０百万円削減

平成２０年度　　公債費の減少等により、一般会計繰入金を約６７０百万円削減

平成２１年度　　公債費の減少等により、一般会計繰入金を約６０百万円削減し、解消~~する見込み~~

（単位：百万円）

H17 予算（A）	3 ヵ年での削減額（B）	削減目標（C）	3 ヵ年での達成率（B／C）	H21 予算（D）	H21 時点での削減額（D―A）
1,065	▲1,000	▲1,065	93.9%	0	▲1,065（達成予定）

マネジメント改革	大項目	Ⅰ　財務 リストラクチャリング	課題	1　身の丈に合わせた経常経費の圧縮 2　新手法による投資的経費の追加的圧縮 3　特別会計の改革 4　公債発行の削減(一般会計) 5　戦略的不良債権処理の体制構築 6　歳入確保策	具体的取組	① ② ③ ④	特別会計･一般会計の区分の見直し 特別会計管理システムの確立 一般会計からの繰出の見直し 国民健康保険事業会計等の健全化

街路事業

【現　状】

<u>街路事業における先行取得用地の現状</u>

・街路事業での先行取得用地は、現在約７７千㎡である。
（平成１６年度末現在）
・それらのうち大規模なものでは、旧阪神高速大阪泉北線の約９千㎡があげられる。

【何が問題か】

<u>特別会計から一般会計への再取得</u>

・厳しい財政状況の中、先行取得用地の再取得については、旧阪神高速大阪泉北線を始めとする事業中路線について、事業完了に向け必要な再取得を実施してきた。

【これまでの取組】

<u>事業中路線における再取得</u>

・旧阪神高速大阪泉北線関連の再取得
Ｈ１０年度保有：約４１千㎡→Ｈ１６年度末保有：約９千㎡
＜Ｈ１４：約６千㎡、Ｈ１５：８千㎡、Ｈ１６：約４千㎡＞

【今後の具体的な取組課題】

<u>継続した再取得の実施</u>

・今後も事業中路線の再取得については、厳しい財政状況の中ではあるが継続実施する。

マネジメント改革	大項目	Ⅰ　財務 リストラクチャリング	課題	1　身の丈に合わせた経常経費の圧縮	具体的取組	①	特別会計･一般会計の区分の見直し	
				2　新手法による投資的経費の追加的圧縮				
				3　特別会計の改革		②	特別会計管理システムの確立	
				4　公債発行の削減(一般会計)				
				5　戦略的不良債権処理の体制構築		③	一般会計からの繰出の見直し	⑱
				6　歳入確保策		④	国民健康保険事業会計等の健全化	

【具体的取組】
③　一般会計からの繰出の見直し

継続した再取得の実施

（１）事業中路線については、厳しい財政状況の中、事業進捗にあわせた先行取得用地の再取得を継続して実施していく。

平成 20 年 3 月完了

（２）暫定利用を行うため、法的整理なども含めて国土交通省など関係機関との調整を行い、転活用に向けた検討を行う。

《スケジュール》
（１）については、平成 18 年度以降、事業進捗にあわせた再取得の継続実施

（２）については、平成 18 年度　　関係機関との調整を開始
平成 19 年度　　モデル実施（１ヶ所）
平成 20 年度　　モデル実施（１ヶ所）
平成 21 年度以降　　モデル実施結果の検証後、本格実施

マネジメント改革	大項目	Ⅰ　財務 リストラクチャリング	課題	1　身の丈に合わせた経常経費の圧縮 2　新手法による投資的経費の追加的圧縮 3　特別会計の改革 4　公債発行の削減(一般会計) 5　戦略的不良債権処理の体制構築 6　歳入確保策	具体的取組	①　特別会計･一般会計の区分の見直し ②　特別会計管理システムの確立 ③　一般会計からの繰出の見直し ④　国民健康保険事業会計等の健全化

下水道事業

【現　状】

（1）　下水道事業は、地方財政法により、特別会計を採ることとされている。

（2）　総務省繰出基準により、雨水処理経費の全額・水質規制・公共用水域の水質保全経費の一部は、受益者が限定されず、また、公権力の行使であるため、一般会計が負担すべきものとされている。(雨水公費・汚水私費の原則)

・下水道事業会計への繰出金は、この基準に基づいており、基準以外の繰出しはない。ただし、一般会計部門の施設の下水道使用料が、一般会計補助金として、繰り入れられている。

・下水道事業への一般会計繰出金は H17 予算で４３４億円であり、特別会計への繰出金のうちの１７％を占め、国民健康保険事業会計に次いで多い。

・一般会計繰出金の内訳（H17 予算）

		億円
総務省繰出基準によるもの		
	雨水処理費用	３７３
	水質規制費用	7
	高度処理費用	1
	特例債等元利償還金	２０
その他	本市施設の下水道使用料	３３
	計	４３４

H17 予算　対象額　18,374 百万円

【何が問題か】

・一般会計繰出金の額が、相当な規模になっている。

【これまでの取組】

・これまで、事務事業の効率化などの推進により、総費用の削減を図ってきた。

・総務省繰出金に基づき、一般会計で負担すべき費用を区分するとともに、浸水対策事業の重点実施や最近では汚泥の集中処理の実施など事業内容の変遷に応じ、適宜負担率の適正化を図ってきた。

・公費負担率の推移

昭和５９～　６２年度	４５．２％
昭和６３～平成８年度	４５．８％
平成　９～　１２年度	４７．６％
平成１３～　１６年度	４８．０％
平成１７年度	４７．５％
平成１８年度	４７．０％

H18 予算　対象額　16,982 百万円（△1,392 百万円）

【今後の具体的な取組課題】

・さらなる総費用の削減、公費負担率の適正化、市施設使用料の繰入形態の見直しを図っていく。

マネジメント改革	大項目	Ⅰ　財務 リストラクチャリング	課題	1　身の丈に合わせた経常経費の圧縮 2　新手法による投資的経費の追加的圧縮 3　特別会計の改革 4　公債発行の削減(一般会計) 5　戦略的不良債権処理の体制構築 6　歳入確保策	具体的取組	① ② ③ ④	特別会計･一般会計の区分の見直し 特別会計管理システムの確立 一般会計からの繰出の見直し 国民健康保険事業会計等の健全化	⑰

【具体的取組】

①　特別会計･一般会計の区分の見直し

　下水道事業については、下水道使用料を徴収して事業を実施しており、地方財政法上、一般会計と区分して特別会計を設置することとされている。

平成 18 年 4 月完了

《スケジュール》

　平成 17 年度以降も、下水道事業については、引き続き特別会計をとる。

マネジメント改革	大項目	Ⅰ　財務 リストラクチャリング	課題	1　身の丈に合わせた経常経費の圧縮	具体的取組	①	特別会計･一般会計の区分の見直し	
				2　新手法による投資的経費の追加的圧縮				
				3　特別会計の改革		②	特別会計管理システムの確立	⑱
				4　公債発行の削減(一般会計)		③	一般会計からの繰出の見直し	
				5　戦略的不良債権処理の体制構築				
				6　歳入確保策		④	国民健康保険事業会計等の健全化	

【具体的取組】

②　特別会計管理システムの確立

アニュアルレポートの作成

公会計プロジェクトチームに参加し、民間企業並みの会計情報や重要な事業情報を盛り込んだアニュアルレポートの検討・作成を行う。

《スケジュール》

平成 18 年度から取り組み、平成 19 年度から継続実施

様式②
具体的取組み

マネジメント改革	大項目	Ⅰ　財務 リストラクチャリング	課題		具体的取組			
				1　身の丈に合わせた経常経費の圧縮		①	特別会計･一般会計の区分の見直し	
				2　新手法による投資的経費の追加的圧縮				
				3　特別会計の改革		②	特別会計管理システムの確立	
				4　公債発行の削減(一般会計)				
				5　戦略的不良債権処理の体制構築		③	一般会計からの繰出の見直し	⑱
				6　歳入確保策		④	国民健康保険事業会計等の健全化	

【具体的取組】
③　一般会計からの繰出の見直し

・下水道事業に対する一般会計繰入金のうち、資本費等見直し困難な額と本市施設の下水道使用料を除いた額を削減対象額とし、平成18～20年度で3割の削減（年率▲１０％）に取り組んだ。

・当初目標期間（平成18～20年度）の終了と一般会計繰出金の算定方法の変更により、平成21年度予算において、削減対象額（※）を141億円とし、平成18～22年度の５年間で３割（42億円）の削減となるよう、平成22年度まで引き続き削減に取り組む。

※　削減対象額とは、維持管理費【人件費＋物件費】にかかる公費負担分をいう。

・具体的取組み内容は次のとおりである。
（１）効率化の推進による維持管理費の縮減
処理場監視室の統廃合、抽水所の遠方制御、送泥ネットワークの構築、アウトソーシングも含めた事務事業の見直し等により人件費の削減を図り、送泥ネットワークの構築による汚泥運搬費の削減、処理場・抽水所の運営管理評価指標の整備とそれに基づくきめ細かな運転管理の実施、競争入札の拡大等により物件費の縮減を図る。

（２）費用の負担区分の見直し　：　雨水公費・汚水私費の原則に基づき財政局と費用の適正な負担区分を設定

《スケジュール》
平成18年度予算から取り組む。

（単位：百万円）

H17予算 （A）	3ヵ年での 削減額（B）	削減目標 （C）	3ヵ年での達成率 （B／C）	H21予算 （D）	H21時点での削減額 （D―A）　※
14,112	▲3,536	▲4,234	83.5%	9,237	▲4,875（達成予定）

※　経費削減の取組における削減額▲128（百万円）を含んでいます。

マネジメント改革	大項目	Ⅰ　財務 リストラクチャリング	課題	1　身の丈に合わせた経常経費の圧縮 2　新手法による投資的経費の追加的圧縮 3　特別会計の改革 4　公債発行の削減（一般会計） 5　戦略的不良債権処理の体制構築 6　歳入確保策	具体的取組	① ② 	5年間で公債発行水準の800億円（除く臨時財政対策債等）までの削減 臨時財政対策債の使途の財政健全化への限定

【現　状】

道路・橋梁・河川事業等

・ 都市基盤施設である道路、河川等の適正な管理を行うとともに必要な施設を整備し、良好な都市空間の創造に寄与してきた。
・ 平成4年度以降、景気対策の観点から、前倒しで公共事業を進めてきたが、平成7年度以降税収の落込み等で本市の財政状況は厳しく、事業費の抑制に努めてきた。

（参考）
H17予算
投資的経費　526億円
維持管理経費　85億円
第2部歳出計　611億円

下水道事業

・ 建設財源として企業債を発行することが前提とされている。
・ 課題２「新手法による投資的経費の追加的圧縮」でも述べたとおり、平成 15 年度以降の建設改良費の圧縮に伴う企業債発行の抑制により、企業債は平成 17 年度予算では既にバブル前の水準まで抑制しており、企業債残高も平成 15 年度をピークに減少基調に転じている。

H17 予算　２４２億円

【何が問題か】

道路・橋梁・河川事業等

・ 本市が財務リストラクチャリングを推進していく中で、公共事業の抑制をはかり、公債費を圧縮していくことは必要不可欠であると認識している。
・ その一方では、いままで整備してきた道路・橋梁・河川などの膨大な社会資本の既存ストックを良好に維持管理することにより、安全な市民生活の基盤を確保することは、建設局に課せられた重大な使命である。

下水道事業

長期的に見た場合の建設改良費の右上がり傾向や、バブル期の高水準の影響により、企業債償還金は当分の間高水準に推移することが見込まれるため、資金収支が圧迫されることとなる。

マネジメント改革	大項目	Ⅰ　財務 リストラクチャリング	課題	1　身の丈に合わせた経常経費の圧縮 2　新手法による投資的経費の追加的圧縮 3　特別会計の改革 4　公債発行の削減（一般会計） 5　戦略的不良債権処理の体制構築 6　歳入確保策	具体的取組	① ② ③	5年間で公債発行水準の800億円（除く臨時財政対策債等）までの削減 臨時財政対策債の使途の財政健全化への限定

【これまでの取組】

道路・橋梁・河川事業等

平成7年度以降税収の落込み等で本市の財政状況は厳しく、公共事業費等（第2部歳出）の事業費の抑制に努めてきた。

（参考）再編前の建設局

一般会計　H13予算　1,354億円⇒　H17　予算　917億円（▲32.2%）
第2部歳出　H13予算　1,185億円⇒　H17　予算　755億円（▲36.3%）

下水道事業

大阪市の予算編成方針に従って、事業費の抑制に努め、建設改良費、企業債とも、すでにバブル前の水準にまで縮減している。

Ｈ１８予算　２１６億円

【今後の具体的な取組課題】

道路・橋梁・河川事業等

- 今後の公共事業は、新規事業重視から既存ストックの有効活用中心へと質的転換をはかる。
- 今後は新規事業の凍結・事業の廃止・休止を前提に、起債の発行額を抑制していく。

下水道事業

浸水対策、合流式下水道の改善、改築・更新の推進を図る必要があり、企業債の抑制を図りながら、必要な事業費を確保する。

マネジメント改革	大項目	Ⅰ　財務 リストラクチャリング	課題	1　身の丈に合わせた経常経費の圧縮 2　新手法による投資的経費の追加的圧縮 3　特別会計の改革 4　公債発行の削減（一般会計） 5　戦略的不良債権処理の体制構築 6　歳入確保策	具体的取組	①	5 年間で公債発行水準を 800 億円まで削減（除く臨時財政対策債等）	⑱
						②	臨時財政対策債の使途の財政健全化への限定	

【具体的取組】

道路・橋梁・河川事業等

① ５年間で公債発行水準を 800 億円まで削減（除く臨時的財政対策債等）

- 当面の目標（5年間）として、公共事業は新規事業から既存ストックの有効活用中心へ質的転換をし、必要なものに限定していく。
- また、起債の発行額を5年間で49％の削減を図る。
- そのため、向こう5年間で建設局第2部歳出（611 億円）と起債の発行額（231億円）を歳出（366億円）と起債の発行額（118億円）へ圧縮していく。

（削減困難な項目・特別会計繰出金は除く）

（内訳）

＊街路事業　H17 予算　事業費　253 億円　起債 102 億円　⇒　H22 予算　事業費 137億円　起債 54 億円

但し、淀川左岸線 2 期については、財源確保を含めて全市的に取り組む必要があるため含まず。

天王寺大和川線（旧阪和線緑地部分＜天王寺南～文の里間＞については、ゆとりとみどり振興局所管事業のため含まず。

＊道路事業　H17 予算　事業費　258 億円　起債 107 億円　⇒　H22 予算　事業費 153 億円　起債 52 億円

＊橋梁事業　H17 予算　事業費　36 億円　起債　10 億円　⇒　H22 予算　事業費　28 億円　起債　5 億円

＊河川事業　H17 予算　事業費　30 億円　起債　13 億円　⇒　H22 予算　事業費　18 億円　起債　7 億円

＊受託事業　H17 予算　事業費　35 億円　起債　－億円　⇒　H22 予算　事業費　30 億円　起債　－億円

計　611 億円　231 億円　　計　366 億円　118 億円

※ 個別に端数整理しているため、合計は合わない場合があります。

《スケジュール》

平成 18 年度予算から取り組む。

（単位：百万円）

H17 予算	削減目標（A）	3 ヵ年での削減額（B）	21 予算削減額（C）	4 ヵ年での削減額（D＝B＋C）	4 ヵ年での達成率（E＝D／A）	残目標（A―D）
23,122	▲11,328	▲7,731	▲735	▲8,466	74.7%	▲2,862

マネジメント改革	大項目	Ⅰ　財務 リストラクチャリング	課題	1　身の丈に合わせた経常経費の圧縮 2　新手法による投資的経費の追加的圧縮 3　特別会計の改革 4　公債発行の削減（一般会計） 5　戦略的不良債権処理の体制構築 6　歳入確保策	具体的取組	① ②	5 年間で公債発行水準を 800 億円まで削減（除く臨時財政対策債等） 臨時財政対策債の使途の財政健全化への限定	⑱

【具体的取組】

下水道事業

①　5 年間で公債発行水準を 800 億円まで削減（除く臨時財政対策債等）

大阪市全体では、当面の目標（5 年後）として平成 4 年度以前の公債発行の水準 800 億円（昭和 62～平成 3 年度平均）まで抑制する。（除く臨時財政対策債・減税補てん債）とされている。

・下水道事業においては、平成 17 年度予算の企業債発行は 242 億円であり、基本的にバブル経済以前の水準（昭和 62～平成 3 年度平均:241 億円）まで圧縮している。
・平成 18 年度～20 年度は、事業の選択と集中やコストの縮減を図り、緊急性の高い改築・更新や合流式下水道の改善を優先しながら、現在継続中の事業を一定完遂させることができる平成 17 年度予算なみまで抑制した事業費に必要な企業債（242 億円以下）へ抑制してきた。
　平成 21 年度以降についても、企業債について、平成 17 年度予算なみ 242 億円以下へ抑制を目指す。

《スケジュール》
　平成１８年度予算から取り組む。

（単位:百万円）

H17 予算	削減目標 （A）　※１	3 ヵ年での 削減額（B）	21 予算削減額 （C）　※２	4 ヵ年での削減額 （D＝B＋C）	4 ヵ年での達成率 （E＝D／A）	残目標 （A—D）
24,185	—	—	▲4,768	—	—	—

※１　（A）は、平成 17 年度予算なみ 242 億円以下への抑制となります。
※２　（C）は、H17 予算と比較しての差額の金額となります。

マネジメント改革	大項目	Ⅰ　財務 リストラクチャリング	課題	1　身の丈に合わせた経常経費の圧縮 2　新手法による投資的経費の追加的圧縮 3　特別会計の改革 4　公債発行の削減（一般会計） 5　戦略的不良債権処理の体制構築 6　歳入確保策	具体的取組	①	総合的な財務リスク管理体制の構築

有料道路事業

【現　状】

・有料道路事業については、平成元年の菅原城北大橋の開通後、料金収入が当初計画を下回っており、毎年収支不足額を一般会計から繰入している。

【何が問題か】

・有料道路事業については、料金収入が当初計画を下回っているため、今後とも一般会計からの繰出金が必要である。

※　現状のまま推移すると、事業が収束する平成 27 年度までに約 20 億円程度の収支不足額（一般会計繰入金）が発生する見込み

【これまでの取組】

・有料道路の利用促進策として、回数券のコンビニ・運送業者への再販売契約などを実施

【今後の具体的な取組課題】

・今後の一層の利用促進と、経費の節減を行う。

マネジメント改革	大項目	Ⅰ　財務 リストラクチャリング	課題	1　身の丈に合わせた経常経費の圧縮 2　新手法による投資的経費の追加的圧縮 3　特別会計の改革 4　公債発行の削減（一般会計） 5　戦略的不良債権処理の体制構築 6　歳入確保策	具体的取組	①	総合的な財務リスク管理体制の構築	⑱

【具体的取組】
① 総合的な財務リスク管理体制の構築

今後の一層の利用促進と、経費の節減を行う。　　平成 18 年 4 月完了

《スケジュール》

平成１８年度　　監理団体への委託の見直し(約９００万円の削減効果が見込まれる)を行うなど、今後引き続き経費節減と利用促進を行う。

マネジメント改革	大項目	Ⅰ　財務 リストラクチャリング	課題	1　身の丈に合わせた経常経費の圧縮 2　新手法による投資的経費の追加的圧縮 3　特別会計の改革 4　公債発行の削減（一般会計） **5　戦略的不良債権処理の体制構築** 6　歳入確保策	具体的取組	①	総合的な財務リスク管理体制の構築

有料道路事業（道路公社）

【現　状】

・道路公社の有料道路事業にかかる利用料金収入は計画を大きく下回っており、毎年、借入元金償還のための資金不足が発生し、市中銀行からの新たな短期借入で対応しているが、現状のままでは、施設引継時点の残債務合計は約 400 億円程度に達することが見込まれる。

【何が問題か】

・大阪市道路公社の借入金は、大阪市が債務保証を行っており、施設引継ぎ時には、大阪市として多額の債務の処理が必要となる。
・今後累増する借入金についての債務処理方策が定められておらず、今後の市中銀行からの借入の継続が困難となる可能性があり、その場合、公社として資金ショートを来すことになる。

【これまでの取組】

・道路公社として収益向上を図るため、料金値下げや短時間課金、月極め利用の試行など様々な利用促進策を実施。
・平成 17 年 6 月に「大阪市道路公社経営改善計画策定委員会」を設置し、公社のあり方を含む経営改善計画について検討を進めている。
（http://www.city.osaka.jp/kensetsu/gaiyou/shingi/dourokousha/index.htm）

【今後の具体的な取組課題】

・現在、議論を進めている「大阪市道路公社経営改善計画策定委員会」の提言を受け、速やかに行動計画を作成し、その実行に向け関係先と協議を行う必要がある。

マネジメント改革	大項目	Ⅰ　財務 リストラクチャリング	課題	1　身の丈に合わせた経常経費の圧縮 2　新手法による投資的経費の追加的圧縮 3　特別会計の改革 4　公債発行の削減（一般会計） 5　戦略的不良債権処理の体制構築 6　歳入確保策	具体的取組	①	総合的な財務リスク管理体制の構築	⑱

【具体的取組】

①　総合的な財務リスク管理体制の構築

「大阪市道路公社経営改善計画策定委員会」の提言を踏まえた経営改善計画の策定及び実施

《スケジュール》

平成 17 年度から　　経営改善計画策定の検討
平成 19 年度　　経営改善計画の策定
平成 20 年度より　　経営改善計画の継続実施

マネジメント改革	大項目	Ⅰ　財務 リストラクチャリング	課題	1　身の丈に合わせた経常経費の圧縮 2　新手法による投資的経費の追加的圧縮 3　特別会計の改革 4　公債発行の削減（一般会計） 5　戦略的不良債権処理の体制構築 6　歳入確保策	具体的取組	①	総合的な財務リスク管理体制の構築

下水道事業

【現　状】

・下水道事業は、多額の経費を必要とするため、従来から財政収支計画を策定し、費用の負担を適正に区分し、効率的な事業執行に努めている。
・直近では、事業の推進と適正な維持管理を図り、企業債償還金をまかなう資金を確保するため、収支改善策を盛り込んだ平成１３から１６年度の財政収支計画を策定し、下水道使用料改定を行った。
・企業債残高は、平成 15 年度末の 6243 億円をピークに若干減少し、平成 16 年度末では、6174 億円となっている。

【何が問題か】

・使用水量について、景気の低迷などで減少傾向が続いている。
・国の「三位一体改革」での下水道事業における国庫補助金の動向が不透明である。
・市の財政状況が厳しいため、一般会計からの繰出しの見直しが求められている。
・減価償却費や企業債の償還金が高水準で推移する。

【これまでの取組】

・計画に盛り込んだ収支改善策を実行するとともに、使用水量低減に対してより一層の費用削減を行なった結果、額は減少したものの計画期間中の単年度剰余を維持し、累積欠損を６億円まで縮小した。（計画どおり）
・平成１６年度末の資金残は８３億円を確保した（計画では資金収支均衡）が、これは企業債の活用による。
・平成１７年度は、資金を確保できる見込みであり、三位一体改革の動向が不透明なことから、計画は策定しなかった。

【今後の具体的な取組課題】

・今後局改革を実施するにあたり、新たな財政収支計画を策定し、企業債償還金をはじめとした事業資金を確保するため、費用の適正な負担区分や、経費の一層の削減を図る。

マネジメント改革	大項目	Ⅰ　財務 リストラクチャリング	課題	1　身の丈に合わせた経常経費の圧縮 2　新手法による投資的経費の追加的圧縮 3　特別会計の改革 4　公債発行の削減(一般会計) 5　戦略的不良債権処理の体制構築 6　歳入確保策	具体的取組	①	総合的な財務リスク管理体制の構築	⑰

【具体的取組】

①　総合的な財務リスク管理体制の構築

経営改善を盛り込んだ財政収支計画を策定する。

（１）期間：使用水量、国庫補助金、一般会計補助金の動向等不安定要素は多いが、国の公的資金補償金免除繰上償還制度における経営健全化計画に合わせ、平成 23 年度までの５か年とする。

（２）課題

ⅰ　経営改善策を盛り込む

・集中化・集約化を進め、アウトソーシングも勘案した、効率的・効果的な維持管理体制の確立
・集中化・集約化を進め、アウトソーシングも勘案した、効率的・効果的な建設体制の確立
・運営管理評価を活用したきめ細かな運転管理や競争入札の拡大等による収支改善策の推進
・企業債の抑制と事業の選択と集中による建設改良費の抑制

ⅱ　適正な費用の負担区分の追求

・費用の内、雨水処理経費・水質規制経費・公共用水域の水質保全経費等については受益者が特定されない、あるいは公権力の行使であるため一般会計負担とし（一般会計補助金として収入)、汚水処理経費については水量に基づく使用者負担としている（下水道使用料として収入)。この雨水公費・汚水私費の原則に基づき、今後の施策・費用を踏まえた適正な負担区分を追求する。

《スケジュール》

平成１７年度から検討
平成１９年度に国の公的資金補償金免除繰上償還制度に伴い、経営健全化計画を策定し、健全な経営を継続的に実施

マネジメント改革	大項目	Ⅰ　財務 リストラクチャリング	課題	1　身の丈に合わせた経常経費の圧縮 2　新手法による投資的経費の追加的圧縮 3　特別会計の改革 4　公債発行の削減（一般会計） 5　戦略的不良債権処理の体制構築 6　歳入確保策	具体的取組	①　未収額の圧縮に向けた取組の強化 ②　効率的で強力な賦課徴収体制の整備と運営 ③　受益と負担の関係の適正化 ④　新たな収入源の模索

下水道事業

【現　状】

・下水道の維持管理業務については、省エネ・省資源の取組みなど、効果的な維持管理に努めてきたところである。
・下水道使用料の収納率については、99.8％の収納率を確保してきている。一方では、これまでの長引く景気低迷や所得動向の影響もあって、これ以上の収納率アップが難しい状況になってきている。

平成 17 年 9 月末現在の未収額について

平成 16 年度調定分	1 億 1 千 2 百万円
平成 15 年度調定分	7 千 2 百万円
平成 14 年度調定分	3 千 7 百万円
平成 13 年度調定分	4 千 5 百万円
平成 12 年度調定分	3 千 7 百万円

【何が問題か】

厳しい下水道事業の財政状況に対応するためには、一層のコスト削減および収入の確保の必要性が高まっている。

【これまでの取組】

・下水道使用料全体の 80％に及ぶ上水のみの使用者に対する下水道使用料は、水道局に委任徴収し水道料金と一括徴収することにより効率的収納と高い収納率を維持してきている。
・上水以外の水を使用する者への下水道使用料は当局において徴収しているが、口座振替の利用促進による事務の効率化を図るとともに、滞納者に対しては、電話、文書送付、訪問などによる督促をこまめに実施することで収納率の向上に努めている。
・新たな増収策については、これまでも検討してきたが、法的な規制や実質的な収益が見込みがたいことなどにより実現していない。

【今後の具体的な取組課題】

未収額の圧縮、収入額の確保のための方策の検討・実施

マネジメント改革	大項目	Ⅰ　財務 リストラクチャリング	課題	1　身の丈に合わせた経常経費の圧縮 2　新手法による投資的経費の追加的圧縮 3　特別会計の改革 4　公債発行の削減(一般会計) 5　戦略的不良債権処理の体制構築 6　歳入確保策	具体的取組	① ② ③ ④	未収額の圧縮に向けた取組の強化 効率的で強力な賦課徴収体制の整備と運営 受益と負担の関係の適正化 新たな収入源の模索	⑰ ⑰ ⑰

【具体的取組】

① 未収額の圧縮に向けた取組みの強化

・未収額のさらなる圧縮のために、水道局との連携による滞納者対策の推進や職員の研修の強化によるスキル･経験の向上など、収納事務の強化を行うとともに、口座振替の加入促進による納期内納付者の確保による未収額の未然防止を図る。

《スケジュール》

平成 17 年度から検討、平成 18 年度以降順次実施

③ 受益と負担の関係の適正化

・適正な負担区分を定める。

雨水公費・汚水私費の原則に基づき、一般会計と費用の適正な公費負担区分を設定する。

※ 雨水公費・汚水私費の原則により、費用の内、雨水処理経費・水質規制経費・公共用水域の水質保全経費等については受益者が特定されない、あるいは公権力の行使であるため一般会計負担とし（一般会計補助金として収入)、汚水処理経費については使用者負担としている。(下水道使用料として収入)

※ 施設の新増設等により負担割合は変化するため、事業の進捗など、今後の施策・費用を踏まえて、適正な負担区分を追求する必要がある。

《スケジュール》

平成 17 年度以降、翌年度予算に向けて財政局と協議し、適正な費用の負担区分を定める。

④ 新たな収入源の模索

・ 広告掲載等（例：広報印刷物への掲載、バナー広告、公用車車両への貼付）による実質収益確保の可能性を検討する。

《スケジュール》

平成 17 年度に策定される本市広告掲載要綱に基づき、各媒体の広告掲載要領を策定する。

以降、収益性のある媒体から順次実施

マネジメント改革	大項目	Ⅰ　財務 リストラクチャリング	課題	1　身の丈に合わせた経常経費の圧縮 2　新手法による投資的経費の追加的圧縮 3　特別会計の改革 4　公債発行の削減（一般会計） 5　戦略的不良債権処理の体制構築 **6　歳入確保策**	具体的取組	① ② **③** ④	未収額の圧縮に向けた取組みの強化 効率的で強力な賦課徴収体制の整備と運営 **受益と負担の関係の適正化** 新たな収入源の模索

道路占用料

【現　状】

・ 道路法により、道路の占用物件（例えば、電柱、管路、地下街など）については、道路管理者たる地方自治体が条例を定め、占用者から使用の対価として道路占用料を徴収することができるとされている。
・ 従来（平成13年度まで）は、国が直轄国道に関して定めた道路占用料に関する政令と同様の単価、料率をほぼそのまま採用して、各自治体が条例を定めていた。

【何が問題か】

・ 国の政令で定める道路占用料は、①全国の平均地価、②国有財産貸付の使用料率に基づいている。
・ 地方分権を推進する立場に立つと、全国平均の係数ではなく、本市の平均地価および本市の土地の期待利回りを前提とした道路占用料を設定する方が、受益と負担の公平の観点から、より望ましいものと考えられる。

【これまでの取組】

・ 平成 14 年に条例を改正し、定額物件（※）について、本市の平均地価を反映した内容の単価改定を行った。

（※） 電柱、管路等のように、数量（たとえば、1mあたり）もしくは個数（例えば、1 本あたり）に対して、定額の単価を乗じて、占用料を算定する物件

【今後の具体的な取組課題】

・ 受益と負担の関係で適正な道路占用料の設定

様式②
具体的取組み

マネジメント改革	大項目	Ⅰ　財務 リストラクチャリング	課題	1　身の丈に合わせた経常経費の圧縮 2　新手法による投資的経費の追加的圧縮 3　特別会計の改革 4　公債発行の削減(一般会計) 5　戦略的不良債権処理の体制構築 6　歳入確保策	具体的取組	①　未収額の圧縮に向けた取組みの強化 ②　効率的で強力な賦課徴収体制の整備と運営 ③　受益と負担の関係の適正化 ④　新たな収入源の模索	⑰

【具体的取組】
③ 受益と負担の関係の適正化

(1) 定率物件（※）に関して、本市市域での土地の期待利回りを反映した料率を採用した、道路占用料の改定

（平成 18 年３月条例改正）　平成 18 年 4 月完了

（※）地下街や道路高架下占用のように、近傍類似の土地の時価に料率を乗じて占用料を算定する物件

(2) 国の道路占用料の政令改正（平成 20 年４月改正）に準拠しつつ、大都市である本市の実勢の土地価格を反映させるなど本市としての独自要素を一部取り入れた道路占用料の改定（平成 21 年３月条例改正予定）

《スケジュール》
（１）については、平成 18 年度から実施　（２）については、平成 21 年度から実施予定
引き続き、道路占用料について、受益と負担の関係の適正性が確保される水準に設定されるよう推移を注視し、必要に応じて改定を行う。

マネジメント改革	大項目	Ⅰ　財務 リストラクチャリング	課題	1　身の丈に合わせた経常経費の圧縮	具体的取組	①	未収額の圧縮に向けた取組みの強化
				2　新手法による投資的経費の追加的圧縮			
				3　特別会計の改革		②	効率的で強力な賦課徴収体制の整備と運営
				4　公債発行の削減（一般会計）			
				5　戦略的不良債権処理の体制構築		③	受益と負担の関係の適正化
				6　歳入確保策		④	新たな収入源の模索

新たな収入源

【現　状】

・建設局の歳入源の主たるものとして、道路の占用に係る占用料の徴収がある。
・公物管理法である道路法は、公物のいわば目的外利用に位置づけられる占用物件を限定列挙するに止めており、従来の解釈や運用においても、「占用許可は、極力抑制」というのが基本的な考え方である。

【何が問題か】

・地方自治体として、新たな収入源を開発、確保していくことが急務となっている。
・道路の本来的機能が阻害されない、あるいは障害、支障が生じない範囲内で、柔軟に占用物件を許可することにより、少しでも収入を確保する必要がある。
　このため、柔軟な法解釈、運用の工夫が必要である。

【これまでの取組】

・道路における広告物設置は、地下街、地下道などに限り、限定的に許可を行ってきている。

【今後の具体的な取組課題】

・駐輪場における広告物の許可
・道路施設における広告物設置可能性の検討

マネジメント改革	大項目	Ⅰ　財務 リストラクチャリング	課題	1　身の丈に合わせた経常経費の圧縮	具体的取組	①	未収額の圧縮に向けた取組みの強化	
				2　新手法による投資的経費の追加的圧縮				
				3　特別会計の改革		②	効率的で強力な賦課徴収体制の整備と運営	
				4　公債発行の削減（一般会計）				
				5　戦略的不良債権処理の体制構築		③	受益と負担の関係の適正化	
				6　歳入確保策		④	新たな収入源の模索	⑱

【具体的取組】

①　新たな収入源の模索

（１）駐輪場

具体的な許可基準及び広告主募集の方法を検討する。

（２）駐輪場以外の道路施設

道路の通行という一次的機能を阻害しない範囲における広告掲出について検討する。

《スケジュール》

（１）については、平成 18 年度から検討

（２）については、平成 19 年度から検討

マネジメント改革	大項目	Ⅱ 資産の流動化	課題	1 施設の利用率の向上	具体的取組	①	利用者制限の緩和
				2 施設の活用の見直し		②	一元的な利用案内情報の提供
				3 土地の有効活用の促進		③	利用率の向上

下水道事業

【現　状】

地下に埋設され日常生活では気づきにくい「見えない下水道」を、市民に「見える下水道」として提供することを目指して、下水道科学館を設置している。

《資料》主な市民利用施設の利用状況（平成 16 年度）

施設の種別	施設数	主な施設機能	主な施設内容	利用人数
下水道科学館	1	下水道事業の普及啓発	展示施設、会議室など	101,109 人

【何が問題か】

下水道科学館については、年間 10 万人程度の来館者があるが、下水道事業の広報活動拠点として、一層の利用促進を図る必要がある。

【これまでの取組】

下水道科学館については、展示施設の老朽化が生じ、環境問題に関する市民の関心が高まる中、下水道資源の循環利用や合流式下水道改善など下水道が環境に果たす役割の紹介などを盛り込み、利用率の向上を図るため、リニューアルを平成 16 年度に実施した。

【今後の具体的な取組課題】

・下水道科学館などの市民利用施設の利用案内情報を当局のホームページ上でより容易に調べられるよう工夫を行う。
・下水道科学館は、社会学習の面から学校教育との連携などを含めて利用率の向上を図る。
・下水道科学館など各施設を利用者別、テーマ別に組み合わせた複合的な利用を図るとともに、他局所管施設などとのネットワーク化なども検討する。

マネジメント改革	大項目	Ⅱ 資産の流動化	課題	1 施設の利用率の向上	具体的取組	①	利用者制限の緩和	
				2 施設の活用の見直し		②	一元的な利用案内情報の提供	⑰
				3 土地の有効活用の促進		③	利用率の向上	⑱

【具体的取組】

② 一元的な利用案内情報の提供

下水道科学館などの市民利用施設の利用案内情報を当局のホームページ上でより容易に調べられるよう工夫を行う。

平成 18 年 4 月完了

《スケジュール》

平成 17 年度から検討に着手し、平成 18 年度から実施する。

③利用率の向上

- 下水道科学館について、事業内容の充実に努め、入館者数の増加を図る。
- 下水道科学館について、社会学習の面から学校教育との連携などを含めて利用率の向上を図る。
- 下水道科学館など各施設を利用者別、テーマ別に組み合わせた複合的な利用を図るとともに、他局所管施設などとのネットワーク化なども検討する。

《スケジュール》

平成 17 年度に検討、平成 18 年度から順次実施

マネジメント改革	大項目	Ⅱ　資産の流動化	課題	1 施設の利用率の向上 2 施設の活用の見直し 3 土地の有効活用の促進	具体的取組	① ②	面積当たり経費の削減 統廃合

下水道事業

【現　状】

　下水道科学館は、地下に埋設され日常生活では気づきにくい下水道を、「見える下水道」として提供することを目指している。その管理運営は、(財)大阪市下水道技術協会に委託し、OB 職員を活用して、効果的な PR を行うとともに、経費削減にも努めている。

【何が問題か】

　厳しい財政状況の下、より効率的効果的な運営方法を検討する必要がある。

【これまでの取組】

　いずれの施設においても、その運営管理に当たっては、継続的に経費の削減を行ってきた。

【今後の具体的な取組課題】

　下水道科学館については、再委託を見直すなど、より効率的な運営を図る。

マネジメント改革	大項目	Ⅱ　資産の流動化	課題	1 施設の利用率の向上 2 施設の活用の見直し 3 土地の有効活用促進	具体的取組	①	面積当たり経費の削減	⑰
						②	統廃合	

【具体的取組】
①　面積当たり経費の削減

下水道科学館について、再委託を見直すなど、より効率的な運営を図る。

《スケジュール》
平成 18 年度～平成 21 年度　再委託を段階的に見直すとともに、効率的な運営が可能な形態のあり方の検討を実施
平成 22 年度以降　検討結果に基づき効率的な運営を実施

マネジメント改革	大項目	Ⅱ　資産の流動化	課題	1　施設の利用率の向上 2　施設の活用の見直し 3　土地の有効活用の促進	具体的取組	① ②	未利用地の処分 転活用の徹底

【現　状】

道路

・長期にわたり区長に対し一時使用承認している未利用地（おおむね 100 ㎡以上の利用計画のない用地）が有り、地域コミュニティ用に使われている。
・長期にわたり監理団体に管理委託され、駐車場等に使用されているものがある。
・道路予定地として用地取得したが事業化できていないものがある。

下水道事業

・下水道事業では、市内の下水道用地（全体で約 188 万㎡）は、処理場用地等を含む施設用地（約 120 万㎡）と管路用地（約 68 万㎡）に大別される。管路用地は、おおむね狭小地（いわゆる「下水道敷」）で占められており、全体で約 320ｋｍある。そのうち市有水路敷が約 200ｋｍ、もと国有水路敷が約 120ｋｍである。

【何が問題か】

道路

・長期にわたり地域コミュニティ用地として使われていることから、当該用途が定着しており、当局において他の用途に使用しがたい状況である。
・転活用されている土地について、地元要望等により暫定利用が長期化しているものがある。
・測量、境界確定、地下埋設物等が処分時・転活用時に障害となっているものがある。
・道路予定地について事業化までの期間が長期化している。
・国庫補助金を受けた土地の目的外使用等について、国土交通省などとの協議により承認が必要である。

下水道事業

・本市他部局の事業化が停滞しているため、未利用地の転活用が遅れているものがある。
・本市他部局への占用、区長貸し等に転活用されている土地について、政策的に無償としているものがある。
・測量、境界確定、地下構造物、排水設備の切替えの困難さ等が商品化に障害となっている。

マネジメント改革	大項目	Ⅱ　資産の流動化	課題	1　施設の利用率の向上 2　施設の活用の見直し 3　土地の有効活用の促進	具体的取組	① ②	未利用地の処分 転活用の徹底

【これまでの取組】

道路
・財産運用委員会において、「地域コミュニティ用地として本市事業上の位置付け及び土地の管理のあり方等について、検討・調整する。」との活用方針が出され、財政局を中心に検討している。
・暫定的に、撤去自転車の保管所など公共的な利用を行っている。

下水道事業
・下水道敷の売却実績
2002 年度 5 千万円／2003 年度 4 千万円／2004 年度 4 千万円
・下水道事業での売却、転活用検討状況(17.4.1)
活用検討地約 1 万㎡（6 カ所)、処分検討地約 5 千㎡（2 カ所）

【今後の具体的な取組課題】

・大阪市未利用地活用方針（H.19.6.28）に従い未利用地の処分等を進める。

道路
・地域コミュニティ用地として本市事業上の位置付けが決定されれば、その結果に沿って管理替え等を検討する。
・測量、境界確定、地下埋設物、土地土壌汚染処理等の処分時・転活用時の障害への対応などを進めることで、未利用地についての処分を進める必要がある。
・暫定的な利用などについて、法的整理も含めて国土交通省など関係機関との調整を図る必要がある。

下水道事業
・事業用地の洗い直しの徹底や測量、境界確定、地下構造物等の商品化の障害への対応などを進めることで、未利用地の処分を進める必要がある。
・本市他部局に対し、速やかに事業化を図るよう求めるなど、未利用地の転活用の促進を図る。
・下水道敷の積極的な売却を進めるため、排水設備の切替え等を促進する手法を検討する必要がある。

マネジメント改革	大項目	Ⅱ　資産の流動化	課題	1　施設の利用率の向上	具体的取組	①	未利用地の処分	⑰
				2　施設の活用の見直し		②	転活用の徹底	
				3　土地の有効活用の促進				

【具体的取組】

①　未利用地の処分

（ａ）未利用地の円滑な処分に向けての取組み

・未利用地について、事業化の目処や継続保有の必要性を精査し、処分可能な土地を抽出する。

・処分予定となっている未利用地（特に大阪市未利用地活用方針における処分検討地）については、測量、境界確定等の商品化を行い、処分にむけ促進を図っていく。

・長期貸付地の効率的な処分方法の検討を行うなど、処分促進を図る。（本市他部局、区長貸し）

（ｂ）下水道敷の売却処分を積極的に進めるための手法等について検討していく。

・境界確定申請などの機会をとらえて、売却方針についてのＰＲを行う。

・排水設備の切替え等を促進するための手法を検討していく。

・分筆登記にあたって、境界確定等の商品化の障害への対応を進める。

《スケジュール》

（ａ）未利用地処分の促進

平成 18 年度

・未利用地について、事業化の目処や継続保有の必要性の確定、新たな未利用地の抽出及び処分方針の決定

・処分予定となっている未利用地の測量､境界確定作業等、商品化に取組む。

平成 19 年度以降

・新たな未利用地の抽出及び処分方針の決定

・処分予定地の商品化、一般競争入札等での順次売却

（ｂ）下水道敷売却処分の積極的推進の手法等の検討

平成 17 年度から検討に着手し、平成 18 年度から順次実施

マネジメント改革	大項目	Ⅱ　資産の流動化	課題	１　施設の利用率の向上	具体的取組	①	未利用地の処分	
				２　施設の活用の見直し				
				３　土地の有効活用の促進		②	転活用の徹底	⑰

【具体的取組】
②　転活用の徹底

道路
　暫定利用を行うため、法的整理も含めて国土交通省など関係機関との調整を行い、転活用に向けた検討を行う。

下水道事業
　市民の貴重な財産である下水道用地のうち、利用計画のない土地及び利用計画はあるが事業化の目処が立たない用地のうち、引き続き、活用を検討する土地については、暫定利用等を積極的に行い、収入の確保を図る。
　また、現在暫定利用されている土地についても、利用方法などの見直しを図る。
（ａ）無償貸付地の原則有償化など、収益性のある暫定利用を進める。
（ｂ）未利用地の暫定利用として駐車場の用途に供されている土地について、運営主体の適否などの見直しを行うとともに、占用の手続きや占用料の見直しなどを行う。

《スケジュール》
道路
平成 18 年度　　関係機関との調整を開始
平成 19 年度　　モデル実施（１ヶ所）
平成 20 年度　　モデル実施（１ヶ所）
平成 21 年度以降　　モデル実施結果の検証後、本格実施

下水道事業
平成 17 年度から検討し、平成 18 年度から順次実施

マネジメント改革	大項目	Ⅲ　グループ経営の質的向上 （監理団体及び関連団体）	課題	1　大阪市の関与の見直し	具体的取組	①	委託料・出資の見直し
						②	法人形態の見直し
						③	組織運営体制の見直し

【現　状】

・建設局所管監理団体の総収入額に占める本市委託料総額とその比率は次のとおりとなっている。

【平成 16 年度決算ベース】（税抜き）

大阪市道路公社	2,028 百万円	47.5%
クリスタ長堀㈱	0	0%
大阪地下街㈱	0	0%
大阪市下水道技術協会	3,806 百万円	94.3%

【何が問題か】

・大阪市監理団体評価委員会提言においては、「民間にできることは民間に」という観点から、監理団体への業務委託の削減を図ることが求められており、市政改革本部基本方針においても同委員会報告に従い、監理団体全体として平成 16 年度比で 30%の削減を行うこととされている。
・また、監理団体評価委員会提言において、大阪市からの受託事業が大きなウェイトをしめている大阪市都市建設技術協会については、有料自転車駐車場事業についての民間業者への委託の見直しを検討する。

【これまでの取組】

・建設局ではこれまでも、再委託の見直しなど委託料総額の削減に努めてきた。

※建設局所管監理団体への委託料総額

平成１５年度　　7,224 百万円

１６年度　　5,834 百万円（対前年度 19%）

・監理団体評価委員会提言（17 年 9 月）を受けた対応の検討

【今後の具体的な取組課題】

・監理団体評価委員会提言における指摘事項の実行
・その他、大阪市からの委託業務全般における見直し
・民間への業務委託の推進、管理受託対象施設の見直しなど

マネジメント改革	大項目	Ⅲ　グループ経営の質的向上（監理団体及び関連団体）	課題	1　大阪市の関与の見直し	具体的取組	①	委託料・出資の見直し	⑰
						②	法人形態の見直し	
						③	組織運営体制の見直し	

【具体的取組】

① 委託料の見直し

監理団体への委託料について、監理団体評価委員会の報告に従い、平成16年度予算比30%削減を実施し、委託料の大幅な削減を図る。

建設局監理団体委託料予算の状況

平成16年度予算10,985百万円→平成17年度予算10,162百万円（7.5%削減）→平成18年度予算8,379百万円（17.5%削減）

→平成19年度予算4,425百万円（47.2%削減）

（対H16年度59.7%削減）

うち建設局所管団体分

○大阪市道路公社

平成16年度予算1,991百万円→平成17年度予算1,341百万円（32.6%削減）→平成18年度予算510百万円（62.0%削減）

→平成19年度予算124百万円（75.7%削減）

（対H16年度93.8%削減）

○大阪市下水道技術協会

平成16年度予算3,943百万円→平成17年度予算3,750百万円（4.9%削減）→平成18年度予算3,367百万円（10.2%削減）

→平成19年度予算2,343百万円（30.4%削減）

（対H16年度40.6%削減）

平成19年4月完了

《スケジュール》平成17～19年度の3年間で実施する委託料の30%削減については、平成19年度予算において59.7%削減

マネジメント改革	大項目	Ⅲ　グループ経営の質的向上 （監理団体及び関連団体）	課題	1　大阪市の関与の見直し	具体的取組	①	委託料・出資の見直し
						②	法人形態の見直し
						③	組織運営体制の見直し

【現　状】

建設局が所管する４監理団体においては、これまで、本市行政と関わりの深い業務を執行するにあたって、行政上の知識、経験を有する本市職員を派遣し、それぞれ団体の事業の執行にあたってきている。

※平成１７年１２月１日現在　団体計　７７人

【何が問題か】

・大阪市監理団体評価委員会提言においては、「民間にできることは民間に」という観点から、大阪市の人的関与は最小限にとどめるべきであり、また、大阪市からの団体への委託料に占める人件費のウェイトが高い現状などから、派遣職員を始め、団体の人員体制を抜本的に見直すことが求められている。また、道路公社、クリスタ長堀㈱にかかる指摘事項でも、人員の削減を図ることが求められている。
・また、派遣職員の人件費は団体の負担となっており、団体として経費削減を図る上で、組織見直しと併せた派遣職員の引きあげを検討する必要がある。

【これまでの取組】

各団体とも、所要業務の見直しに伴う派遣職員の削減を行ってきた。

【今後の具体的な取組課題】

・大阪市道路公社については、外部専門家による経営改善計画策定委員会を設置し、業務、組織のあり方を含めたゼロベースからの見直し、検討を行っているが、所要業務の見直しや団体経費の縮減の観点を踏まえた適正な組織、人員体制に縮小することが求められており、今後、委員会において、派遣職員も含めて組織のあり方について、さらに検討、整理を進める必要がある。
・特定調停成立により再建途上にあるクリスタ長堀㈱については、市会の附帯決議の趣旨を踏まえ、今年度中を目途に民間の経営手法を取り入れた経営体制の確立にむけた方策を検討する必要がある。
・大阪地下街㈱については、大阪市の資本的関与についての検討を行い、必要に応じて、派遣職員のあり方について検討を行う。
・(財)大阪市下水道技術協会については、委託料の見直しを行うとともに、派遣職員の引きあげやＯＢ職員の雇用のあり方の見直しを検討する。

マネジメント改革	大項目	Ⅲ　グループ経営の質的向上（監理団体及び関連団体）	課題	1　大阪市の関与の見直し	具体的取組	①	委託料・出資の見直し	
						②	法人形態の見直し	
						③	組織運営体制の見直し	⑰

【具体的取組】
③　組織運営体制の見直し

組織運営体制の見直しを踏まえた派遣職員の引きあげ（団体として８割程度）

《スケジュール》
平成 17 年度に精査、検討、平成 18 年度～22 年度までに、順次引きあげる。
・大阪市道路公社
平成１７年度以降　経営改善計画策定委員会の提言、同提言を踏まえた経営改善計画を策定
平成１８年度以降　提言を踏まえた組織の見直し、派遣職員の引きあげを行う。
（平成 18 年度６人、平成 19 年度１人、平成 20 年度４人、以降、平成 22 年度までに４人）

・クリスタ長堀㈱
平成１７年度中　　民間の経営手法を取りいれた方策の検討
平成１８年度以降　新しい経営体制の構築に併せた派遣職員の引きあげを行う。
（平成 18 年度３人、平成 19 年度２人）

・大阪地下街㈱
平成１８年度中　　業務形態、処分の方法、形態について整理、検討
平成１９年度以降　資本的関与の見直しについて、実施に向けた協議、調整を行い、派遣職員の引きあげを行う。
（平成 19 年度１人）

・(財)大阪市下水道技術協会
平成１８年度以降　派遣目的を精査し、順次、派遣職員の引きあげを行う。
（平成 18 年度８人、平成 19 年度 18 人、平成 20 年度９人、以降、平成 22 年度までに 11 人）

マネジメント改革	大項目	Ⅲ　グループ経営の質的向上 （監理団体及び関連団体）	課題	1　大阪市の関与の見直し	具体的取組	①	委託料・出資の見直し
						②	法人形態の見直し
						③	組織運営体制の見直し

【現　状】

・クリスタ長堀㈱は、地下鉄長堀鶴見緑地線の延伸にあわせ、長堀地区の路上駐車問題や歩行者の増大に対応し、地域経済の活性化に寄与することを目的として、駐車場・地下街を建設・運営するため平成４年５月に設立。平成９年５月に開業したが、景気の低迷から売上が伸び悩み、想定していた収益が確保できない状況が続き、開業２年目の平成 10 年度から当期損失を計上、平成 15 年度決算時点で、14 億円の債務超過を計上するなど厳しい経営状態が続いた。この間、経費削減等の自助努力や経営改善に努めたが、不良債権処理を契機とした金融情勢の激変により、長期にわたる借入金の継続が困難になり、抜本的な再建に着手する必要が生じ、裁判所の関与のもと、関係者の協議により会社再建を図ることとして、平成 16 年 11 月に特定調停を申立て、平成 17 年６月に全関係者の承諾により、本市の追加出資、損失補償、駐車場の売却、金融機関の債権放棄などを内容とする同調停が成立し、現在、会社再建の途上である。

【何が問題か】

・特定調停条項にもとづく事業計画を着実に達成し、二次破綻を回避する必要があり、特定調停案の受諾の際の大阪市会による附帯決議における次の指摘事項の実行が求められている。
・会社経営陣の刷新を速やかに図るとともに、外部専門家も交えた調査の結果を踏まえ、本市の責任を明らかにすること
・再建監視委員会を設置し、着実に会社の再建が果たされているか厳重に監視監督するとともに、その結果を適時公表すること
民間の経営手法を取り入れた経営計画を早急に策定させ、目標達成に向け全力で取り組ませること

【これまでの取組】

・経営監視委員会の取り組み
（ http://www.city.osaka.jp/keieikikakushitsu/kanridantai/saiken/iinkai/kaisai_kanshi.html）
平成１７年７月７日　第６回委員会においてクリスタ長堀を経営監視の対象として決定
〃　９月９日　第７回委員会
〃　１２月７日　第８回委員会
・外部専門家を交えた調査の取り組み
建設局として公認会計士、弁護士の専門家を交えた調査を実施中
・民間の経営手法を取り入れた経営計画策定の取り組み
民間の優れた経営手法やノウハウを積極的に取り入れ、より安定的な経営体制を構築するため、地下街事業運営全般について、専門のノウハウを有する民間業者との業務提携等の手法について検討中。
・調停条項の実行済み事項（駐車場の売却、追加出資）

【今後の具体的な取組課題】

・継続的な経営監視委員会の審査
・外部専門家を交えた調査
・民間の経営手法を取り入れた経営計画の策定
・新たな経営計画策定後、派遣職員等の大幅な引きあげなどを含めた会社運営組織の見直し

マネジメント改革	大項目	Ⅲ　グループ経営の質的向上（監理団体及び関連団体）	課題	1　大阪市の関与の見直し	具体的取組	①	委託料・出資の見直し	
						②	法人形態の見直し	
						③	組織運営体制の見直し	⑱

【具体的取組】
③　組織運営体制の見直し

（１）継続的な経営監視委員会の審査

（２）外部専門家を交えた経営破綻原因調査　平成 19 年 5 月完了

（３）民間の経営手法を取り入れた経営計画の策定　平成 18 年 7 月完了

（４）新たな経営計画策定後、派遣職員等の大幅な引きあげなどを含めた会社運営組織の見直し

平成 19 年 4 月完了

《スケジュール》
（１） 引き続き、継続実施
（２） 平成１７年度から検討、平成１９年度に実施
（３） 平成１７年度から検討、平成１８年度に実施
（４） 平成１８年度以降に実施

マネジメント改革	大項目	Ⅲ　グループ経営の質的向上 （監理団体及び関連団体）	課題	1　大阪市の関与の見直し	具体的取組	①	委託料・出資の見直し
						②	法人形態の見直し
						③	組織運営体制の見直し

【現　状】

大阪市道路公社は、大阪市駐車基本計画に基づく駐車対策の一環として、地方道路公社法に基いて、平成６年度に設立。主要事業として有料道路事業としての駐車場、有料橋の整備、管理運営のほか、道路高架下の月極駐車場の管理運営、市立駐車場の管理受託、その他道路等に関する調査、研究などの関連業務を行っている。しかしながら、開業以来、有料道路事業において、料金収入が当初計画を大きく下回り、当初事業資金にかかる借入金返済資金の不足を、金融機関からの借入で補うなど、極めて厳しい状況にある。

平成１７年２月に示された大阪市監理団体改革基本方針では、外部専門家の参画のもと、公社のあり方を含む抜本的な経営改善計画を策定することとされており、現在、外部委員により構成される「大阪市道路公社経営改善計画策定委員会」（平成１７年６月設置）において、これからの公社のあり方について、組織の改廃も含めたゼロベースからの抜本的な検討が続いている。

【何が問題か】

・有料道路の料金徴収期間終了後、施設とともに大阪市に債権債務が引継がれる事業枠組であるとともに、公社の借入金は道路公社法に基づき、全て大阪市が債務保証を行っている。現状では引継ぎ時に多額の負債処理が必要となることが見込まれる。
・指定管理者制度の導入に伴い市立駐車場の管理受託から撤退する予定であり、他の各種受託業務についても、再委託率が高いなど、本市と民間への委託見直しを要し、組織のあり方を含め、抜本的な見直しが必要

【これまでの取組】

・大阪市道路公社経営改善計画策定委員会
（http://www.city.osaka.jp/kensetsu/gaiyou/shingi/dourokousha/index.htm）
平成１７年６月２７日　第１～５回委員会
～１２月１２日
公的駐車場の役割、必要性の検討や、経営状況、組織体制、今後の長期収支計画等について分析、検討
・監理団体評価委員会提言
「経営改善計画の策定後、それに沿って収支改善を積極的に推進する必要がある。特に人員の削減を図るべきである。」

【今後の具体的な取組課題】

・大阪市道路公社経営改善計画策定委員会による提言に基づく経営改善、組織の見直しの実行
・大阪市からの業務委託の見直し
（見直しの考え方について経営改善計画策定委員会の議論に反映）

マネジメント改革	大項目	Ⅲ　グループ経営の質的向上（監理団体及び関連団体）	課題	1　大阪市の関与の見直し	具体的取組	①	委託料・出資の見直し	
						②	法人形態の見直し	
						③	組織運営体制の見直し	⑱

【具体的取組】
③　組織運営体制の見直し

（１） 大阪市道路公社経営改善計画策定委員会による提言　　平成 18 年 3 月完了

（２） 同提言を踏まえた経営改善計画（組織見直し、収支改善策）の策定　　平成 20 年 3 月完了

（３） 経営改善計画の実施と継続的な経営監視

《スケジュール》
（１） 平成１７年度に提言
（２） 平成１７年度から検討、平成１９年度に実施
（３） 平成２０年度より継続実施

マネジメント改革	大項目	Ⅲ　グループ経営の質的向上 （監理団体及び関連団体）	課題	1　大阪市の関与の見直し	具体的取組	①　委託料・出資の見直し ②　法人形態の見直し ③　組織運営体制の見直し

【現　状】

・大阪地下街㈱は、地下道及びそれに付随する店舗を建設し、市内主要ターミナルの交通緩和と土地の有効利用による地域の発展を図ることを目的として昭和 31 年に設立され、資本金は 80 百万円で、うち本市の出資額は 40,250 千円、出資比率は、50.3%となっている。主にホワイティうめだ、なんなんタウン、あべちか、なんばウォーク、京橋コムズガーデン等の地下街の運営を業とし、昭和 34 年以来、継続して配当を行うなど、安定的な経営を続けている。

・また、同社の関連会社として、同社の 100%出資により地下街施設等の清掃や地下街への店舗出店、営業などの業務を行う大阪地下街サービス振興㈱、また、毎日ビルディングとの共同出資により、主に堂島地下街の管理運営を行う堂島地下街㈱が設立されている。

【何が問題か】

同社は、昭和 34 年に配当を開始、昭和 39 年以来、継続して 1 割配当を行っているが、監理団体評価委員会提言では、本市として出資に伴う利益還元を一層促進する観点から、子会社を含め収益性が高く、剰余金もあることから、子会社を処分した上で、配当の見直しを行うことを求められている。

また、同委員会では、会社のガバナンス機能を高める観点から、本市の資本的関与の見直しについても指摘されており、本市の出資比率の低減について検討する必要がある。

【これまでの取組】

・監理団体評価委員会提言を踏まえ、子会社の処分、配当の見直しについて、検討を開始

・本市の出資比率についても、公共通路や地下街の管理運営を行う会社としての適切な本市関与のあり方について検討中

【今後の具体的な取組課題】

（子会社の処分について）

・大阪地下街サービス振興㈱は、地下街清掃や空店舗への出店など、会社を補完し、子会社化によるコスト低減と機動的な営業戦略の一環を担っており、本社、子会社の双方における効率的な業務形態、処分の方法、形態について整理、検討を要する。

・堂島地下街㈱は、㈱毎日ビルディングの２社の共同出資であるが、当該会社の公共性を担保するために大阪地下街㈱が株主として出資しているといった経過を踏まえ、具体の手法の整理、検討を要するとともに、㈱毎日ビルディングとの協議、調整を要する。

（配当の見直しについて）

・同社の主要施設は昭和 30、40 年代の整備で、経年劣化に伴う設備更新、修繕費用など今後の資金需要を適切に予測し、子会社の処分状況も踏まえた検討を要する。

（資本的関与の見直しについて）

・今回の資本的関与の見直しについても、通行者の安全や中心市街地の防災の観点から、地下街設置者としてふさわしい公共団体の関与のあり方について、大阪市としても整理を行う必要がある。その上で、具体の見直しに際しては、他の株主との調整や手法の検討が必要である。

マネジメント改革	大項目	Ⅲ　グループ経営の質的向上（監理団体及び関連団体）	課題	1　大阪市の関与の見直し	具体的取組	①	委託料・出資の見直し	⑰
						②	法人形態の見直し	
						③	組織運営体制の見直し	⑱

【具体的取組】
① 委託料・出資の見直し　③　組織運営体制の見直し

（１） 会社の処分
（２） 配当の見直し
（３） 大阪市の資本的関与の見直し

《スケジュール》
（１）平成１８年度　本社、子会社の双方における業務形態、処分の方法、形態について整理、検討
　　平成１９年度以降、実施に向けた協議、調整

　　《大阪地下街サービス振興（株)》　平成２１年度までに大阪地下街（株）と統合予定

　　《堂島地下街（株)》　平成２１年度までに関係者と協議し、資本的関与の見直しを検討

（２）平成１８年度　今後の資金需要の精査、検討
　　平成１９年度以降、子会社の処分状況、具体の収益状況を踏まえ、実施

（３）平成１８年度中に地下街の設置者に対して、求められる大阪市の出資比率のあり方について検討
　　平成１９年度以降、具体的に見直し方策について整理を行い、実施に向けた協議、調整
　　平成２１年度までに資本的関与の見直しを検討

マネジメント改革	大項目	Ⅲ　グループ経営の質的向上 （監理団体及び関連団体）	課題	1　大阪市の関与の見直し	具体的取組	①	委託料・出資の見直し
						②	法人形態の見直し
						③	組織運営体制の見直し

下水道事業

【現　状】

・(財)大阪市下水道技術協会（本市 100%出捐）は、下水道施設の維持管理や下水道に関する調査・普及・宣伝を行う団体である。

【何が問題か】

・大阪市監理団体評価委員会からは、(財)大阪市下水道技術協会について、受託事業の効率的な実施を図り、再委託の見直しや派遣職員の削減等に取り組む必要があると指摘されている。

【これまでの取組】

・(財)大阪市下水道技術協会については、委託事業や再委託の削減、派遣職員数の見直しなどを行ってきた。

【今後の具体的な取組課題】

・(財)大阪市下水道技術協会への派遣職員の引きあげやＯＢ職員の雇用のあり方の見直しを含む大阪市の人的関与と団体の組織運営体制の見直しを検討

マネジメント改革	大項目	Ⅲ　グループ経営の質的向上（監理団体及び関連団体）	課題	1　大阪市の関与の見直し	具体的取組	①	委託料・出資の見直し	⑰
						②	法人形態の見直し	
						③	組織運営体制の見直し	⑱

【具体的取組】
③　組織運営体制の見直し

（１）大阪市全体では、監理団体については、派遣を継続する一定の考え方に該当しない場合、派遣職員を引きあげる。
（現在の派遣者数の約８割程度は引きあげる）

・事務の精査を行い、効率的な業務の管理運営を行うことにより、派遣職員の引き上げを含めた業務執行体制を見直す。

《スケジュール》平成 18 年度から継続実施

（２）大阪市全体では、ＯＢ職員の再就職のあり方についての検討を進めるとともに、大阪市の人的関与と団体の組織運営体制の考え方を検討。その実施状況を公表

・ＯＢ職員の再就職については、経験と能力を有する人材を登用するようにしているが、引き続き、一層厳格に運用を進める。

《スケジュール》平成 17 年度から引き続き実施

マネジメント改革	大項目	Ⅳ 人材マネジメントの再構築	課題	1 職員数の削減	具体的取組み	① 職員採用の凍結。当面5年間で5,000人を超える職員数を削減
						② 共通管理業務の集約及び民間への業務委託
				2 人材の弾力的運用		③ 監理団体派遣職員の大幅な引きあげ
						④ 50歳からの早期退職者制度の導入

【現　状】

・建設局（用地部、市街地整備本部等を除く）と都市環境局下水道事業部門が平成19年4月の局組織再編により（新）建設局に改組されることとなったが、建設局（用地部、市街地整備本部等を除く）の職員数（平成17年10月1日現在）は1,458人、都市環境局下水道事業部門の職員数（同時点）は2,143人、合わせて3,601人である。

・現時点での退職予定者は、建設局（用地部、市街地整備本部等を除く）で約170人、都市環境局下水道事業部門で約410人の合わせて約580人である。

・下水道事業部門にかかる職員数は、他都市と比較しても多い。

《資料》

・経常経費削減が強く求められる中、人件費は下水道事業会計費用の約24%を占めている。(平成17年度予算)

・庶務担当等共通管理業務に多くの職員が従事している。

《資料》他都市との比較(下水道事業)　(H15年度決算状況)

	大阪市	横浜市	名古屋市
職員数(人)	2,123	1,106	1,208
人　口(万人)	261	353	219
処理区域面積(ha)	19,009	30,458	27,090
終末処理場数(ヶ所)	13	11	15

【何が問題か】

厳しい財政状況の中、人件費をはじめとする経常経費の削減が強く求められている。

【これまでの取組】

道路・橋梁・河川事業等

・再編前の建設局では、これまでの行財政改革の取組みにより、平成12年10月から平成17年5月の比較で、148名（△6.6%）の職員数の削減を行った。

・平成18年度としては、建設局（用地部、市街地整備本部等を除く）では40人（△3.4%）の職員数の削減を行った。

下水道事業

・都市環境局では、これまでの行財政改革の取組みにより、平成13年度から平成17年度で、179人(△7.7%)(年率△1.5%)、また、それ以前の平成9年度から12年度で110人(△4.7%)削減している。

・平成18年度としては、都市環境局下水道事業部門では59人（△2.8%）の職員数の削減を行った。

【今後の具体的な取組課題】

今後5年間、新規職員の採用を凍結するとともに、事業の見直しに応じた、より簡素で効率的な執行体制の構築を行う。

マネジメント改革	大項目	Ⅳ 人材マネジメントの再構築	課題	1 職員数の削減	具体的取組み	①	職員採用の凍結。当面5年間で5,000人を超える職員数を削減	⑱
						②	共通管理業務の集約及び民間への業務委託	
				2 人材の弾力的運用		③	監理団体派遣職員の大幅な引きあげ	
						④	50歳からの早期退職者制度の導入	

【具体的取組】

道路・橋梁・河川事業等

今後の行政運営を踏まえた、効率的な業務執行体制を構築し、現行職員数（1,458人）の見直しを行う。

主な見直し項目	削減目標数（人）
・ 工営所部門（直営作業の見直し等）	110人
・ 道路・河川事業部門（業務の見直しによる職員数の削減）	50人
・ その他 （ 〃 ）	40人
合 計	200人

削減実績及び削減予定数

○ 平成18年度	40人
○ 平成19年度	50人
○ 平成20年度	70人
○ 平成21～22年度	101人
合 計	261人

《スケジュール》平成18年度から取り組む。

マネジメント改革	大項目	Ⅳ 人材マネジメントの再構築	課題	1 職員数の削減	具体的取組み	①	職員採用の凍結。当面5年間で5,000人を超える職員数を削減	⑱
						②	共通管理業務の集約及び民間への業務委託	
				2 人材の弾力的運用		③	監理団体派遣職員の大幅な引きあげ	
						④	50歳からの早期退職者制度の導入	

【具体的取組】

下水道事業

・当局の当面5年間の新規職員の採用凍結に伴う減員見込数は、407人（1・3号職員 112人、2号職員　295人）である。

・監理団体からの派遣職員引きあげを勘案すると、減員見込数は約370人である。

・これに対し、事業の持続的発展の原動力となる人材の育成と確保を図りながら、処理場監視室の統廃合、抽水所の遠方制御、送泥ネットワークの構築、個々の業務の精査によるアウトソーシングも含めた事務事業の見直し等を行い、５年間で370人程度を目標に削減を行う。

削減実績及び削減予定数

○	平成18年度	59人
○	平成19年度	117人
○	平成20年度	113人
○	平成21～22年度	166人
	合　　計	455人

《スケジュール》平成18年度から取り組む。

マネジメント改革	大項目	Ⅳ 人材マネジメントの再構築	課題	1 職員数の削減	具体的取組み	①	職員採用の凍結。当面 5 年間で 5,000 人を超える職員数を削減	⑱
						②	共通管理業務の集約及び民間への業務委託	
				2 人材の弾力的運用		③	監理団体派遣職員の大幅な引きあげ	
						④	50 歳からの早期退職者制度の導入	

【具体的取組】

道路・橋梁・河川事業等

（別紙） 職員数の削減目標

（単位:人）

		H17.10.1 現在員	H20.10.1 現在員	削減数 (A)	削減目標 (B)	達成率 (A/B)	残目標数
職員数(派遣除く)		1,425	1,259	160	200	80%	40
派遣職員数	監理団体	31	12	19	24	79%	5
	監理団体以外	2	2	—	—	—	0
計		1,458	1,273	179	224	80%	45

事務事業の見直し

【実績】

	主な事務事業の見直し内容	見直し人員数
平成 18 年度	工営所の業務執行体制の見直し 道路・河川事業の業務執行体制の見直し等	40
平成 19 年度	工営所の業務執行体制の見直し 道路・河川事業の業務執行体制の見直し等	50
平成 20 年度	工営所の業務執行体制の見直し 道路・河川事業の業務執行体制の見直し等	70

【今後の取組予定】

	主な事務事業の見直し内容(予定)	見直し人員数(見込み)
平成 21～22 年度	工営所の業務執行体制の見直し 道路・河川事業の業務執行体制の見直し等	101

具体的取組み

マネジメント改革	大項目	Ⅳ 人材マネジメントの再構築	課題	1 職員数の削減	具体的取組み	①	職員採用の凍結。当面5年間で5,000人を超える職員数を削減	⑱
						②	共通管理業務の集約及び民間への業務委託	
				2 人材の弾力的運用		③	監理団体派遣職員の大幅な引きあげ	
						④	50歳からの早期退職者制度の導入	

【具体的取組】

下水道事業

（別紙） 職員数の削減目標

（単位：人）

		H17.10.1 現在員	H20.10.1 現在員	削減数 (A)	削減目標 (B)	達成率 (A/B)	残目標数
職員数(派遣除く)		2,070	1,770	289	370	78%	81
派遣職員数	監理団体	46	13	33	43	77%	10
	監理団体以外	27	22	4	—	—	—
計		2,143	1,805	326	407	80%	81

事務事業の見直し

【実績】

	主な事務事業の見直し内容	見直し人員数
平成18年度	下水道総合情報システムの効率化 管渠・下水処理場・抽水所の維持管理業務の効率化等	59
平成19年度	下水道総合情報システムの効率化 管渠・下水処理場・抽水所の維持管理業務の効率化等	117
平成20年度	下水道総合情報システムの効率化 管渠・下水処理場・抽水所の維持管理業務の効率化等	113

【今後の取組予定】

	主な事務事業の見直し内容(予定)	見直し人員数(見込み)
平成21～22年度	管渠・下水処理場・抽水所の維持管理業務の効率化等 業務執行体制の見直し等	166

マネジメント改革	大項目	Ⅳ 人材マネジメントの再構築	課題	1 職員数の削減	具体的取組み	①	職員採用の凍結。当面5年間で5,000人を超える職員数を削減
						②	共通管理業務の集約及び民間への業務委託
						③	監理団体派遣職員の大幅な引きあげ
				2 人材の弾力的運用		④	50歳からの早期退職者制度の導入

【現　状】

建設局が所管する４監理団体においては、これまで、本市行政と関わりの深い業務を執行するにあたって、行政上の知識、経験を有する本市職員を派遣し、それぞれ団体の事業の執行にあたってきている。

※平成１７年１２月１日現在　団体計　７７人

【何が問題か】

・大阪市監理団体評価委員会提言においては、「民間にできることは民間に」という観点から、大阪市の人的関与は最小限にとどめるべきであり、また、大阪市からの団体への委託料に占める人件費のウェイトが高い現状などから、派遣職員を始め、団体の人員体制を抜本的に見直すことが求められている。また、道路公社、クリスタ長堀㈱にかかる指摘事項でも、人員の削減を図ることが求められている。
・また、派遣職員の人件費は団体の負担となっており、団体として経費削減を図る上で、組織見直しと併せた派遣職員の引きあげを検討する必要がある。

【これまでの取組】

各団体とも、所要業務の見直しに伴う派遣職員の削減を行ってきた。

【今後の具体的な取組課題】

・大阪市道路公社については、外部専門家による経営改善計画策定委員会を設置し、業務、組織のあり方を含めたゼロベースからの見直し、検討を行っているが、所要業務の見直しや団体経費の縮減の観点を踏まえた適正な組織、人員体制に縮小することが求められており、今後、委員会において、派遣職員も含めて組織のあり方について、さらに検討、整理を進める必要がある。
・特定調停成立により再建途上にあるクリスタ長堀㈱については、市会の附帯決議の趣旨を踏まえ、今年度中を目途に民間の経営手法を取り入れた経営体制の確立にむけた方策を検討する必要がある。
・大阪地下街㈱については、大阪市の資本的関与についての検討を行い、必要に応じて、派遣職員のあり方について検討を行う。

マネジメント改革	大項目	Ⅳ 人材マネジメントの再構築	課題	1 職員数の削減	具体的取組み	①	職員採用の凍結。当面 5 年間で 5,000 人を超える職員数を削減	
						②	共通管理業務の集約及び民間への業務委託	
						③	監理団体派遣職員の大幅な引きあげ	⑰
				2 人材の弾力的運用		④	50 歳からの早期退職者制度の導入	

【具体的取組】
④　組織運営体制の見直し

組織運営体制の見直しを踏まえた派遣職員の引きあげ（団体として８割程度）

《スケジュール》
平成 17 年度に精査、検討、平成 18 年度～22 年度までに、順次引きあげる。
・大阪市道路公社
平成１７年度以降　経営改善計画策定委員会の提言、同提言を踏まえた経営改善計画を策定
平成１８年度以降　提言を踏まえた組織の見直し、派遣職員の引きあげを行う。
（平成 18 年度６人、平成 19 年度１人、平成 20 年度４人、以降、平成 22 年度までに４人）

・クリスタ長堀㈱
平成１７年度中　　民間の経営手法を取りいれた方策の検討
平成１８年度以降　新しい経営体制の構築に併せた派遣職員の引きあげを行う。
（平成 18 年度３人、平成 19 年度２人）

・大阪地下街㈱
平成１８年度中　　業務形態、処分の方法、形態について整理、検討
平成１９年度以降　資本的関与の見直しについて、実施に向けた協議、調整を行い、派遣職員の引きあげを行う。
（平成 19 年度１人）

・(財)大阪市下水道技術協会
平成１８年度以降　派遣目的を精査し、順次、派遣職員の引きあげを行う。
（平成 18 年度８人、平成 19 年度 18 人、平成 20 年度９人、以降、平成 22 年度までに 11 人）

マネジメント改革	大項目	Ⅳ 人材マネジメントの再構築	課題	1 職員数の削減 2 人材の弾力的運用	具体的取組み	① 職員の職種職域を転換（職員の多能工化）し、人事異動を拡大 ② 勤務形態の多様化 ③ 局部長ポスト等経営層や専門的分野への外部人材の登用、庁内公募の拡大

【現　状】

・人事異動が、職種、職域によっては、同種の業務に固定化される面がある。
・下水道の建設・維持管理をはじめとする高度な専門技術が要求される職場が多くあり、様々な職場を経験することで、多様な行政ニーズに対応できる能力を開発できるように人事異動を実施してきた。
・また、意欲のある職員の能力を最大限発揮させ、行政サービスの向上に資するため、庁内公募を実施してきた。

【何が問題か】

・今後 5 年間で大幅な人員削減を行うにあたり、できる限り、分野別、職種別人員構成にひずみが生じないような対応が求められている。
・いくつもの職場を経験し、個々の職員が多様な行政ニーズに対応できる能力を身につけることが求められている。一連の業務に集中して取り組ませることによる専門能力の開発とのバランスが必要である。
・有能な外部人材を活用することについても求められている。

【これまでの取組】

・所属内人事異動

再編前の建設局

平成 15 年度	行政職員	140 人（23．2%）	技能職員	92 人（9．9%）
平成 16 年度	〃	154 人（24．8%）	〃	32 人（3．5%）
平成 17 年度	〃	158 人（25．8%）	〃	31 人（3．4%）

・庁内公募募集の実績

	再編前の建設局	都市環境局
平成 15 年度	なし	課長級 1 人（事務職）
平成 16 年度	なし	係長級 1 人（技術職）
平成 17 年度	係長級 1 人（事務職）	係長級 1 人（技術職）

・外部人材の登用

	再編前の建設局
平成 17 年現在	1 人（大阪府警より）

【今後の具体的な取組課題】

・局内異動のあり方の検討、人事異動の拡大
・庁内公募対象業務の拡大、外部人材登用等についての検討

マネジメント改革	大項目	Ⅳ 人材マネジメントの再構築	課題	1 職員数の削減	具体的取組み	①	職員の職種職域を転換（職員の多能工化）し、人事異動を拡大	⑰
						②	勤務形態の多様化	
				2 人材の弾力的運用		③	局部長ポスト等経営層や専門的分野への外部人材の登用、庁内公募の拡大	⑰

【具体的取組】

① 職員の職域を転換（職員の多能工化）し、人事異動を拡大

・行政職員については、様々な職場を経験することにより多様な行政ニーズに対応できる総合行政能力と一連の業務に集中して取り組むことにより得られる専門能力とのバランスを勘案しながら、人事異動の活性化を図る。

・技能職員については、業務内容が異なる部門間の異動についても検討を行い、実施する。

《スケジュール》

平成 18 年度から実施し、以降も順次実施

③ 局部長ポスト等経営層や専門的分野への外部人材の登用、庁内公募の拡大

・意欲のある職員の能力を最大限発揮させ、行政サービスの向上に資するため、局で重点的に取り組む事業等、庁内公募対象業務の拡大に努める。

・外部人材の登用についてもその拡大に向けて検討する。

・

・豊富な行政経験、ノウハウを持ったＯＢ職員の効率的、効果的な活用についても検討を行う。

《スケジュール》

平成 18 年度から実施し、以降も拡大に向けて検討、順次実施

マネジメント改革	大項目	Ⅴ　組織の生産性の向上	課題	1　業務プロセスの改善 2　事業の経営形態の見直し 3　アウトソーシング（外部資源の活用）・民間委託の推進 4　官民協働（パブリック・プライベート・パートナーシップ＝PPP）の推進 5　恒常的評価体制の構築	具体的取組み	① ②	共通管理業務の集約 局・区における業務プロセスの改善

道路橋梁総合管理システム

【現　状】

建設局の管理施設の増加に伴い、台帳・調書・図面等の一元的な管理と設計積算業務の電算処理を行うシステムの構築により、効率的かつ効果的な事務処理を行うため、道路橋梁総合管理システムを導入し、平成１３年より本格運用を行っている。

【何が問題か】

情報化の進展により、システムの高度化が求められている。

【これまでの取組】

平成１５年度より、現状システムの課題や問題点を整理し、システム更新に向けた調査検討を行ってきた。

【今後の具体的な取組課題】

平成１９年１１月を目途に、機種更新を行う予定である。

マネジメント改革	大項目	Ⅴ　組織の生産性の向上	課題	1　業務プロセスの改善	具体的取組み	①	共通管理業務の集約	
				2　事業の経営形態の見直し				
				3　アウトソーシング（外部資源の活用）・民間委託の推進				
				4　官民協働（パブリック・プライベート・パートナーシップ＝PPP）の推進		②	局･区における業務プロセスの改善	⑰
				5　恒常的評価体制の構築				

【具体的取組】

② 局・区における業務プロセスの改善

業務内容を精査し、市販の汎用ソフトを活用（システム標準化）する。　平成 20 年 3 月完了

《スケジュール》

平成１７年度に更新計画案を作成する。
平成１８年度からシステムのソフト開発を行う。
平成２０年度に新機種による運用開始を行う。

マネジメント改革	大項目	Ⅴ　組織の生産性の向上	課題	1　業務プロセスの改善 2　事業の経営形態の見直し 3　アウトソーシング（外部資源の活用）・民間委託の推進 4　官民協働（パブリック・プライベート・パートナーシップ＝PPP）の推進 5　恒常的評価体制の構築	具体的取組み	① ②	共通管理業務の集約 局・区における業務プロセスの改善

庁内情報利用パソコン

【現　状】

・大阪市において、ＩＴの利活用を推進し一層の市民サービスの向上と行政運営の効率化・高度化に取り組むため、庁内情報ネットワーク利用パソコンの導入が進められてきた。建設局においても､平成１３年度より庁内情報利用パソコンを順次導入し、庁内の情報共有や行政運営の効率化を推し進めている。

【何が問題か】

・現在、必要な庁内情報利用パソコンの台数が十分ではなく、共同使用の状況であり、業務環境の改善が必要である。

パソコン必要職員数　　１３８７人
庁内情報利用パソコン数　　１０４９台
よって、３４０台程度不足となっている。

・業務の効率化に向け、道路橋梁総合管理システムとの共用を図る取り組みが必要である。

【これまでの取組】

・平成１３年度より、３ヵ年にわたり順次導入拡大し、利活用の向上により、業務改善を図る取組みを進めてきた。

導入台数
平成１３年度　　３８３台
平成１４年度　　３７２台
平成１５年度　　２９４台
平成１６年度　　０台
計　　１０４９台

【今後の具体的な取組課題】

・今後、庁内情報利用パソコンの必要数の導入を図り、業務の効率化を推進し、庁内情報利用パソコンのネットワークを活用し道路橋梁総合管理システムとの共用利用を図っていく。

マネジメント改革	大項目	Ⅴ　組織の生産性の向上	課題	1　業務プロセスの改善 2　事業の経営形態の見直し 3　アウトソーシング（外部資源の活用）・民間委託の推進 4　官民協働（パブリック・プライベート・パートナーシップ＝PPP）の推進 5　恒常的評価体制の構築	具体的取組み	① ②	共通管理業務の集約 局・区における業務プロセスの改善	 ⑰

【具体的取組】

② 局・区における業務プロセスの改善

・ＩＴの利活用を推進し一層の市民サービスの向上と行政運営の効率化・高度化に取り組むため、必要な庁内情報利用パソコンの導入を図り、情報の共有化を通じて業務の効率化を推進する。 平成 19 年 3 月完了

・庁内情報利用パソコンのネットワークを活用し、道路橋梁総合管理システムとの共用利用を行うことにより、維持管理費の軽減を図っていく。また業務の効率化により市民からの問い合わせ等にも、さらに迅速に対応できるとともに、将来の電子納品等への対応を可能としていくことにより、市民サービスの向上を図る。 平成 20 年 7 月完了

《スケジュール》

平成１７年度に必要な職員にメールアドレスの付与
平成１８年度に必要な職員に庁内情報利用パソコンの導入
平成２０年度に道路橋梁総合管理システムを庁内情報ネットワーク上で稼動

マネジメント改革	大項目	Ⅴ　組織の生産性の向上	課題	1　業務プロセスの改善 2　事業の経営形態の見直し 3　アウトソーシング（外部資源の活用）・民間委託の推進 4　官民協働（パブリック・プライベート・パートナーシップ＝PPP）の推進 5　恒常的評価体制の構築	具体的取組み	① ②	共通管理業務の集約 局・区における業務プロセスの改善

建設局専決要綱

【現　状】

建設局における業務の執行にあたっては、事務専決規程や市役所課長等専決規程のほか、建設局部課長等専決要綱により、事務を所掌する職員の責任と権限を定め、効率的な業務運営に努めている。

【何が問題か】

・建設局部課長等専決要綱は平成４年の改正以降、その後の組織改正や業務の実態に応じた見直しが行われていない。
・また、市政改革を推進するためには、業務に携わる局部長、課長等の責任と権限を明確化した上で、効率的かつ迅速な業務運営を図ることが求められており、今後、所掌事務の性質、内容や組織機構のあり方に応じ、それぞれの職員の責任と権限のあり方をより一層明確に定める必要がある。

【これまでの取組】

平成　４年　建設局部課長等専決要綱の改正
平成１３年　組織機構の改編に伴う事務専決規程の一部改正

【今後の具体的な取組課題】

・建設局部課長等専決要綱の改定により、建設局内部の職員の責任と権限の明確化により、コンプライアンスを踏まえた効率的な業務運営を推進する。
・事務専決規程において定められている契約締結にかかる権限などの複数各局に及ぶ所掌事務についても、市民に対する説明責任やコンプライアンスを十分踏まえた業務運営を行うために、各局職員の責任と権限について、改めて、そのあり方を見直す必要がある。

マネジメント改革	大項目	Ⅴ　組織の生産性の向上	課題	1　業務プロセスの改善 2　事業の経営形態の見直し 3　アウトソーシング（外部資源の活用）・民間委託の推進 4　官民協働（パブリック・プライベート・パートナーシップ＝PPP）の推進 5　恒常的評価体制の構築	具体的取組み	① ②	共通管理業務の集約 局・区における業務プロセスの改善	 ⑰

【具体的取組】

② 局・区における業務プロセスの改善

・建設局部課長等専決要綱の改定　　平成 19 年 3 月完了

・その他の専決規程全般にわたる検討　　平成 19 年 3 月完了

《スケジュール》

平成１８年度に実施

マネジメント改革	大項目	Ⅴ　組織の生産性の向上	課題	1　業務プロセスの改善 2　事業の経営形態の見直し 3　アウトソーシング（外部資源の活用）・民間委託の推進 4　官民協働（パブリック・プライベート・パートナーシップ＝PPP）の推進 5　恒常的評価体制の構築	具体的取組み	① ②	共通管理業務の集約 局・区における業務プロセスの改善

下水道総合情報システム

【現　状】

降雨情報システム等、下水道総合情報システムの整備により IT 化を進めてきた。

【何が問題か】

事務事業において、IT 化を活用した業務プロセスの見直しによる改善の余地がある。

【これまでの取組】

事務事業において、下水道総合情報システムの導入等一定の IT 化は進められてきた。

【今後の具体的な取組課題】

IT を活用した局業務プロセスの改善

マネジメント改革	大項目	Ⅴ　組織の生産性の向上	課題	1　業務プロセスの改善 2　事業の経営形態の見直し 3　アウトソーシング（外部資源の活用）・民間委託の推進 4　官民協働（パブリック・プライベート・パートナーシップ＝PPP）の推進 5　恒常的評価体制の構築	具体的取組み	① ② ②	共通管理業務の集約 局･区における業務プロセスの改善	 ⑰

【具体的取組】

②　局・区における業務プロセスの改善

局の事務事業について、平成18年６月に策定された大阪市電子自治体推進アクションプランに基づき、下水道総合情報システムや庁内情報ネットワークシステムを積極的に活用し、情報共有・活用するなど、ＩＴ化の推進による業務プロセス改善の可能性について点検し、可能なものから順次実施する。

《スケジュール》

平成１８年度　検討開始
平成１９年度　庁内情報ネットワークにて利用するため下水道に係わる工事積算システムを改修
　　下水道維持管理業務のフロー及びデータ化の検討
平成２０年度　下水道総合情報システム再構築に向けたシステム利用業務のフロー見直し
平成２１年度　下水道総合情報システム再構築プログラムの開発着手
平成２２年度　庁内情報ネットワークを利用した下水道総合情報システムの運用開始業務

マネジメント改革	大項目	Ⅴ　組織の生産性の向上	課題	1　業務プロセスの改善 2　事業の経営形態の見直し 3　アウトソーシング（外部資源の活用）・民間委託の推進 4　官民協働（パブリック・プライベート・パートナーシップ＝PPP）の推進 5　恒常的評価体制の構築	具体的取組み	① ②	共通管理業務の集約 局・区における業務プロセスの改善

下水処理場･抽水所におけるＴＰＭの仕組みの導入･実践

【現　状】

・下水処理場・抽水所では、設備の老朽化が進む中で下水道設備の機能を正常に保つために、設備点検基準や各種取扱説明書などに基づく保全・維持管理業務を実施している。

【何が問題か】

・市民のために質の高い下水道サービスを低コストで提供する必要がある。
・市の財政が厳しい状況にあっては、より効率的な保全維持管理を行わなければならない。
・経験豊富な職員が大量に退職する時期を迎え、経験や熟練を要する作業の方法を組織の技術として残すとともに、自律型人材を育成しなければならない。
・民間で経営改善に効果を発揮している手法には、現在の職場への導入により効率化が可能なものがある。
・作業のバラツキやムラ・ムリを無くし、ロス・ゼロを目指して現場･現物に立脚した全員参加の活動により、作業効率の向上、故障発生の減少、災害発生の防止に取り組む必要がある。
・職員一人一人が経営的感覚を持って仕事の質を高め、設備に強い自立型人材を育成し、個々人の能力を最大限発揮するとともに、個々を尊重しその自己実現ができる活気とやり甲斐のある職場を作る必要がある。

【これまでの取組】

・設備保全検討委員会による機械電気設備の点検・整備の見直し
・下水処理場等業務改善検討委員会による運転管理・安全衛生・省エネルギー・省資源・情報発信等の向上
・下水道業務事例研究報告会を通じた職場改善の展開
・ISO14001 認証取得・更新を通じた環境保全の取り組み

【今後の具体的な取組課題】

下水処理場･抽水所における TPM の仕組みの導入と実践

※　ＴＰＭ（Total Productive Maintenance）：全員参加による総合的な生産効率向上活動

マネジメント改革	大項目	Ⅴ　組織の生産性の向上	課題	1　業務プロセスの改善 2　事業の経営形態の見直し 3　アウトソーシング（外部資源の活用）・民間委託の推進 4　官民協働（パブリック・プライベート・パートナーシップ＝PPP）の推進 5　恒常的評価体制の構築	具体的取組み	① ② 局・区における業務プロセスの改善	共通管理業務の集約	⑰ ⑰

【具体的取組】

②　局・区における業務プロセスの改善

下水処理場・抽水所の保全・維持管理作業にＴＰＭの仕組みを導入・実践することにより、作業効率の向上、故障発生の減少、災害発生の未然防止を図り、低コストで質の高い下水道サービスの提供を目指す。

《スケジュール》

平成 18 年度に検討し、平成 19 年度から順次実施

マネジメント改革	大項目	Ⅴ　組織の生産性の向上	課題	1　業務プロセスの改善 2　事業の経営形態の見直し 3　アウトソーシング（外部資源の活用）・民間委託の推進 4　官民協働（パブリック・プライベート・パートナーシップ＝PPP）の推進 5　恒常的評価体制の構築	具体的取組み	①	民営化・独立法人化など経営形態の見直し

下水道事業

【現　状】

大阪市は現在、20 局 2 室及び 24 区役所において、直営で行政活動を行っている。

【何が問題か】

市政改革マニフェストによれば、大阪市の事業の非効率は、
（1）民間のノウハウを導入すれば改善できるもの
（2）経営形態そのもの(制度を含む)を変更すれば改善できるもの
（3）民間などの資金を導入すれば改善できるもの
などに分類できるが、これまで、事業ごとの非効率の原因を分析した対処がなされてこなかったとされている。

【これまでの取組】

現在、大阪市立大学について、独立行政法人化実施に向け、具体的な検討が進められているが、それ以外の取組みは特にない。

【今後の具体的な取組課題】

民営化等経営形態のあり方を点検する。

マネジメント改革	大項目	Ⅴ　組織の生産性の向上	課題	1　業務プロセスの改善 2　事業の経営形態の見直し 3　アウトソーシング（外部資源の活用）・民間委託の推進 4　官民協働（パブリック・プライベート・パートナーシップ＝PPP）の推進 5　恒常的評価体制の構築	具体的取組み	①	民営化･独立法人化など経営形態の見直し	⑰

【具体的取組】

①　民営化・独立法人化など、経営形態の見直しに向けた事業点検を行う。

下水道事業の運営形態の見直しの余地について

（1）廃　止
・本事業は、市民生活のライフラインを支える基幹事業であり廃止することはできない。

（2）民間移譲
・下水道法上、市町村が事業者と定められており、民間譲渡はできない。また、浸水対策や公共用水域の水質保全など市民全体にサービスを提供するきわめて公共性が高い事業であり、水質規制等権力行政的性格も持っていることからも民間譲渡はなじまない。

（3）独立行政法人化
・現行法上、下水道事業は独立行政法人の対象外となっている。また、下水道事業は地方公営企業として、すでに独立採算制で事業を実施している。

（4）全部もしくは一部の民間委託
・権力行政的部分を除いて、事実行為については、一部の民間委託は可能である。
・既に、一部の民間委託は進められているが、一層の推進に際しては、受託者間の競争性の確保、継続的で安定的なサービスの確保等を図る必要がある。

（5）監理団体を株式会社化した上での業務移管
・民間譲渡ができないと同じ理由で、監理団体を株式会社化した場合においても、業務移管はできない。

《スケジュール》
下水道事業については、引き続き地方公営企業として、経営の改善を進める。

マネジメント改革	大項目	Ⅴ　組織の生産性の向上	課題	1　業務プロセスの改善 2　事業の経営形態の見直し 3　アウトソーシング（外部資源の活用）・民間委託の推進 4　官民協働（パブリック・プライベート・パートナーシップ＝PPP）の推進 5　恒常的評価体制の構築	具体的取組み	①	事務事業全般にわたる民間委託等の推進

渡船業務

【現　状】

・現在､市内には８箇所の渡船場があり、そのうち７箇所が建設局所管となっている。７渡船場とは、安治川の天保山、尻無川の甚兵衛、木津川の落合上、落合下、千本松、木津川運河の船町、大正内港の千歳の渡船場である。
・渡船は、道路法上の路線認定された道路という位置付けとなっており、元日と台風等の荒天の日を除いて毎日運航し、料金は無料となっている。
・７渡船場合計の年間利用者は、約１９０万人が利用しており、利用者は、近年逓増傾向にある。

【何が問題か】

・厳しい財政状況のもと、渡船業務の効率的な運営のあり方が求められている。

【これまでの取組】

・市民の足として安全運航を確保するために事故防止対策の取組み
・渡船利用者数の動向把握
・利用実態に合わせて、船舶の小型化や運航体制の見直しなど従事職員の減による効率的運営の実施

【今後の具体的な取組課題】

・事業の効率化を図る観点から、運航体制の見直しや民間委託化を含む管理体制の検討を行う。
・更に、渡船運航のあり方について、様々な観点から検討を行う。

マネジメント改革	大項目	Ⅴ　組織の生産性の向上	課題	1　業務プロセスの改善 2　事業の経営形態の見直し 3　アウトソーシング(外部資源の活用)・民間委託の推進 4　官民協働(パブリック・プライベート・パートナーシップ=PPP)の推進 5　恒常的評価体制の構築	具体的取組み	①	事務事業全般にわたる民間委託等の推進	⑱

【具体的取組】

①　事務事業全般にわたる民間委託等の推進

渡船業務の一部の民間委託化実施　　平成 20 年 5 月完了

《スケジュール》

平成１９年度に民間事業者を決定
平成２０年度に渡船業務の一部民間委託を実施

マネジメント改革	大項目	Ⅴ　組織の生産性の向上	課題	1　業務プロセスの改善 2　事業の経営形態の見直し 3　アウトソーシング（外部資源の活用）・民間委託の推進 4　官民協働（パブリック・プライベート・パートナーシップ＝PPP）の推進 5　恒常的評価体制の構築	具体的取組み	①	事務事業全般にわたる民間委託等の推進

測量明示業務

【現　状】

・道路における測量業務としては、認定道路の境界明示や都市計画街路、道路その他局所管用地の測量及び境界の明示を行っている。
・これら業務については私人の財産の得喪に関することや、個人の財産に関する情報を扱うなど、行政判断が必要となることもあり、基本的には本市職員が直接業務を行っており、一部の測量作業（これまでの取組み参照）を民間へ委託している。

【何が問題か】

・道路における測量明示業務については、道路法で定められた道路の範囲を明示する行為であり、法的には処分性を有するものであるとともに、私人の財産上の権利や利害などに大きな影響を与える場合もある。
・そういった中で、厳しい財政状況を踏まえ、業務のうち行政判断を伴わない測量作業の民間委託を検討する等、より効率的に業務を進めることが求められている。

【これまでの取組】

・道路台帳整備に伴う道路区域線確定測量の民間委託
・都市計画事業等に伴う、用地確定測量作業の民間委託の実施
・国から譲与される法定外公共物の路線調査測量の民間委託の実施

【今後の具体的な取組課題】

・業務内容を精査した上で、行政判断を伴わない部分等について、民間委託化が可能な範囲を検討する。

マネジメント改革	大項目	Ⅴ　組織の生産性の向上	課題	1　業務プロセスの改善 2　事業の経営形態の見直し 3　アウトソーシング（外部資源の活用）・民間委託の推進 4　官民協働（パブリック・プライベート・パートナーシップ＝PPP）の推進 5　恒常的評価体制の構築	具体的取組み	①	事務事業全般にわたる民間委託等の推進	⑱

【具体的取組】

① 事務事業全般にわたる民間委託等の推進

・ 行政判断の必要性の観点から、業務内容の精査を行い、可能な部分（道路基準点の保全にかかる測量作業等）についての民間委託を推進する。 平成 18 年 4 月完了

《スケジュール》

平成 18 年度から順次実施する。

マネジメント改革	大項目	Ⅴ　組織の生産性の向上	課題	1　業務プロセスの改善 2　事業の経営形態の見直し 3　アウトソーシング（外部資源の活用）・民間委託の推進 4　官民協働（パブリック・プライベート・パートナーシップ＝PPP）の推進 5　恒常的評価体制の構築	具体的取組み	①	事務事業全般にわたる民間委託等の推進

河川浚渫業務

【現　状】

・本市では現在、一級河川を含む 15 河川を管理しており、河川及び河川施設の維持・補修業務を実施している。
　○市管理河川
　　一級河川：7 本、延長 23.0km
　　準用河川：4 本、延長 5.0km
　　普通河川：4 本、延長 2.3km
・河川及び河川施設の維持・補修業務のうち、浚渫（しゅんせつ：川底の土、ヘドロなどをさらうこと）作業については、船舶の航路確保や河川の水質浄化のために、直営・請負にて計画的に実施している。
・また平成 13 年度より、主に城北川において河床掘削を本市職員により実施している。
・城北川の作業進捗状況としては、全体約 72,000m³ の内、平成 17 年 3 月末時点で約 30,000m³ を実施済みである。
・残りの約 42,000m³ については、平成 20 年度完了を目指し実施していく予定である。

【何が問題か】

河川及び河川施設の維持・補修業務のうち、特に浚渫作業については、より効率的な業務体制が求められている。

【これまでの取組】

道頓堀川や城北川等における船舶による浚渫作業については、これまでの民間が行なう一般的な浚渫作業と違い、水質への影響や、狭隘部での作業性などを考慮し、本市所有の特殊船舶を使用して本市職員により作業を実施してきた。

【今後の具体的な取組課題】

河川浚渫における民間委託化

マネジメント改革	大項目	Ⅴ　組織の生産性の向上	課題	1　業務プロセスの改善 2　事業の経営形態の見直し 3　アウトソーシング（外部資源の活用）・民間委託の推進 4　官民協働（パブリック・プライベート・パートナーシップ＝PPP）の推進 5　恒常的評価体制の構築	具体的取組み	①	事務事業全般にわたる民間委託等の推進	⑱

【具体的取組】

①　事務事業全般にわたる民間委託等の推進

・河川浚渫業務のうち、本市職員により実施している河川については、民間の動向も踏まえつつ作業手法を見直し、民間への委託化の検討を進める。
・可能な業務については、民間への委託化を順次実施する。

《スケジュール》

・平成 18 年度　　民間委託化に向けた検討
・平成 19～20 年度　浚渫業務の一部について民間委託の試行実施及び検証
・平成 21 年度以降　職員の退職状況等を踏まえて、委託化の時期等について検討

マネジメント改革	大項目	Ⅴ　組織の生産性の向上	課題	1　業務プロセスの改善 2　事業の経営形態の見直し 3　アウトソーシング（外部資源の活用）・民間委託の推進 4　官民協働（パブリック・プライベート・パートナーシップ＝PPP）の推進 5　恒常的評価体制の構築	具体的取組み	①	事務事業全般にわたる民間委託等の推進

駐輪場管理運営業務

【現　状】

・現在、市内に９０駅、９４，０００台の有料駐輪場を供用している。（有料駐輪場は、昭和６３年から順次供用している。）（平成１７年３月現在）
・有料駐輪場の現場管理（自転車の整理）業務、料金徴収業務については（財）大阪市都市建設技術協会に業務委託している。

【何が問題か】

・（財）大阪市都市建設技術協会は、本市から委託した有料駐輪場の現場管理・料金徴収業務の実施にあたり、駐輪場管理運営の専門の民間業者２者に再委託している（再委託率６１％：平成１６年度）
・「大阪市監理団体評価委員会」からの提言でも、本業務については再委託率が高く、見直しを行うべき、との指摘を受けている。

【これまでの取組】

【今後の具体的な取組課題】

駐輪場の管理運営業務に関する再委託の見直し

マネジメント改革	大項目	Ⅴ　組織の生産性の向上	課題	1　業務プロセスの改善 2　事業の経営形態の見直し 3　アウトソーシング(外部資源の活用)・民間委託の推進 4　官民協働(パブリック・プライベート・パートナーシップ=PPP)の推進 5　恒常的評価体制の構築	具体的取組み	①	事務事業全般にわたる民間委託等の推進	⑱

【具体的取組】

① 事務事業全般にわたる民間委託等の推進

（1）駐輪場管理運営業務の具体的な形態、手法について検討を行い、決定する。

・地下鉄今里筋線地下駐輪場について道路占用制度を導入　平成 18 年 12 月完了

（2）監理団体への委託を廃止し、地下鉄今里筋線以外の駐輪場について、当面指定管理者制度を導入

平成 19 年 3 月完了

（3）利用料金制度を採用した指定管理者制度を導入　平成 20 年 4 月完了

《スケジュール》

（1）については、平成 18 年度に実施
（2）については、平成 19 年度に実施
（3）については、平成 20 年度に実施

マネジメント改革	大項目	Ⅴ　組織の生産性の向上	課題	1　業務プロセスの改善 2　事業の経営形態の見直し 3　アウトソーシング（外部資源の活用）・民間委託の推進 4　官民協働（パブリック・プライベート・パートナーシップ＝PPP）の推進 5　恒常的評価体制の構築	具体的取組み	①	事務事業全般にわたる民間委託等の推進

指定管理者制度（駐車場）

【現　状】

・現在、9 箇所の市立駐車場については、地方自治法上公の施設として位置づけられており、内 7 箇所を大阪市道路公社に、2 箇所を㈱大阪市開発公社に管理運営を委託している。
・平成 15 年度の地方自治法改正により、公の施設の指定管理者制度が規定された。

【何が問題か】

法律の改正により、指定管理者制度への移行が求められている。

【これまでの取組】

・市立駐車場条例の改正（平成 17 年 10 月）
・指定管理予定者選定委員会の設置（同年 10 月）
・指定管理者の公募の実施（同年 11 月）
　現在指定管理者選定作業中

【今後の具体的な取組課題】

指定管理者制度を適切に運用し、事業の効率化と市民サービスの向上を図る。

マネジメント改革	大項目	Ⅴ　組織の生産性の向上	課題	1　業務プロセスの改善 2　事業の経営形態の見直し 3　アウトソーシング（外部資源の活用）・民間委託の推進 4　官民協働（パブリック・プライベート・パートナーシップ＝PPP）の推進 5　恒常的評価体制の構築	具体的取組み	①	事務事業全般にわたる民間委託等の推進	⑰

【具体的取組】

①　事務事業全般にわたる民間委託等の推進

指定管理者制度への移行　平成 18 年 4 月完了

《スケジュール》

平成１８年度に実施

マネジメント改革	大項目	Ⅴ　組織の生産性の向上	課題	1　業務プロセスの改善 2　事業の経営形態の見直し 3　アウトソーシング（外部資源の活用）・民間委託の推進 4　官民協働（パブリック・プライベート・パートナーシップ＝PPP）の推進 5　恒常的評価体制の構築	具体的取組み	①	事務事業全般にわたる民間委託等の推進

下水道事業

【現　状】

・下水道事業については、早期に事業着手したことから、民間事業者が育っていなかったことや長期にわたる施設整備に伴い監視室が点在するなど、手間のかかる施設が多いため、直営を主体に事業展開を図ってきた。
・民間活力導入のための制度的枠組が整備されてきている。

【何が問題か】

・経験豊富な職員が大量に退職する時期を迎えている。
・財政状況が逼迫してきている。

【これまでの取組】

・これまでも、定型反復的な業務、期間限定的な業務、特殊専門的な業務について、委託により効率化が図られるものについては、監理団体を含め外部へ業務委託を行ってきた。
・他都市と比べると委託率は低い。

【今後の具体的な取組課題】

　個々の業務を精査し、民間委託等の可能性を検討し、可能なものから順次委託を実施する。

マネジメント改革	大項目	Ⅴ　組織の生産性の向上	課題	1　業務プロセスの改善 2　事業の経営形態の見直し 3　アウトソーシング（外部資源の活用）・民間委託の推進 4　官民協働（パブリック・プライベート・パートナーシップ＝PPP）の推進 5　恒常的評価体制の構築	具体的取組み	①	事務事業全般にわたる民間委託等の推進	⑰

【具体的取組】

① 事務事業全般にわたる民間委託等の推進

（１）今後の維持管理や建設体制の基本方針を策定し、効率的効果的な体制を確立するなか、個々の業務を精査し、事業の持続的発展の原動力となる業務については直営を基本として、集約化・機械化による効率化を図り、定型的反復的業務等、専ら効率性を追求すべきものについては、委託化等の市場原理の活用を検討することとし、可能なものから順次委託を実施する。
また、統一的チェックシートによる民間委託等の可能性をチェックするという市全体の方針に沿って、チェックを行う。

（２）下水道事業における民間委託の推進状況と今後の取組
ⅰ　平成 18 年度の進捗状況
・管渠清掃業務の一部委託
ⅱ　平成 19 年度以降の導入計画
①管渠清掃業務の委託
②管渠施設調査業務の委託
③管渠補修業務の委託
④工事設計および監督業務の一部委託

《スケジュール》
（１）平成 17 年度に方針策定、平成 18 年度より順次実施
（２）ⅱ①及び②については、平成 20 年度に実施
③及び④については、平成 21 年度以降に職員の退職状況等を踏まえて順次実施

マネジメント改革	大項目	Ⅴ　組織の生産性の向上	課題	1　業務プロセスの改善 2　事業の経営形態の見直し 3　アウトソーシング（外部資源の活用）・民間委託の推進 **4　官民協働(パブリック・プライベート・パートナシップ＝PPP)の推進** 5　恒常的評価体制の構築	具体的取組み	① ② ③	他の法人(大阪府等)との連携 市政全般への民間企業等との協働の推進 市民・地域団体との健全な協働の推進

下水道事業

【現　状】

・他の自治体との関係では、大阪府等と共同して事業を推進する等の取組みを行っているが、経営的視点にたった抜本的な取組みは進んでいない。
・これまで監理団体への業務委託により経験豊かな OB を安価な費用で活用してきたが、民間のノウハウや資金を活用する余地がある。
・官民協力のための PFI 等の制度的枠組が整備されてきた。

【何が問題か】

民間ノウハウの導入、民間資金の導入等により、効率的な事業運営が可能な場合がある。

【これまでの取組】

・大阪府とは、役割分担をして事業実施している。
・津守下水処理場で消化ガス発電事業を PFI 方式で実施するよう事務が進んでいる。

【今後の具体的な取組課題】

・大阪府との連携の検討
・官民協働（PPP）推進の検討
・市民・地域団体との協働の検討

マネジメント改革	大項目	Ⅴ　組織の生産性の向上	課題	1　業務プロセスの改善	具体的取組み	①	他の法人（大阪府等）との連携	⑰
				2　事業の経営形態の見直し		②	市政全般への民間企業等との協働の推進	
				3　アウトソーシング（外部資源の活用）・民間委託の推進		③	市民・地域団体との健全な協働の推進	
				4　官民協働(パブリック・プライベート・パートナシップ＝PPP)の推進				
				5　恒常的評価体制の構築				

【具体的取組】

① 他の法人（大阪府等）との連携

事業分野ごとに他の法人との連携を検討する。（大阪府等他の自治体、国の機関等との連携）

（１） 下水処理全般については、大阪府との関係では、複数市をまたがる事業として、府が建設し、一部事務組合が維持管理する流域下水道事業があるが、役割分担がなされており、重複はしていない。

（２） 高度処理の共同負担事業

平成１７年６月の下水道法の改正により、高度処理の共同負担事業が創設され、高度処理について、削減目標達成のために、流域の地方自治体が連携して事業を推進できるようになった。当局の高度処理についての基本方針により、自ら有する高度な技術や財政力を前提に所与の目標年限までに、本市単独で本市に求められる窒素・りんの削減を行うこととする。

※制度概要

高度処理の共同負担事業は、流域全体で高度処理を効率的に推進し、より早期に、より低コストで公共用水域の水質改善を達成することを目指した制度である。

流域別下水道整備総合計画に定められた窒素又はりんの削減目標量の一部を他の地方公共団体に肩代わりしてもらい、肩代わりする地方公共団体は、それを受ける地方公共団体に費用を負担させることができる。

《スケジュール》

（２）については、平成 18 年度以降、大阪湾流域別下水道総合整備計画の見直しが進められている。

計画の改定に協力し、改定された計画をふまえ、本市下水道事業を推進する。

マネジメント改革	大項目	Ⅴ　組織の生産性の向上	課題	1　業務プロセスの改善	具体的取組み	①	他の法人(大阪府等)との連携	
				2　事業の経営形態の見直し				
				3　アウトソーシング（外部資源の活用）・民間委託の推進		②	市政全般への民間企業等との協働の推進	⑰
				4　官民協働(パブリック・プライベート・パートナシップ＝PPP)の推進		③	市民・地域団体との健全な協働の推進	
				5　恒常的評価体制の構築				

【具体的取組】

② 外郭団体も含めた大阪市政全般について民間企業等との協働を推進。

（１） 消化ガス発電を PFI で実施

津守下水処理場の汚泥処理過程で発生する消化ガス（バイオガス）を燃料とした発電事業を実施し、温室効果ガスの削減および当該下水処理場の電力費等のエネルギーコストの縮減を目指す。事業の実施にあたっては、民間の資金力、技術力等を活用する PFI 手法を導入し、事業費の圧縮を行う。　平成 19 年 9 月完了

（２） 民間企業との共同研究の推進

本市独自の民間企業との「公募型共同研究」や「企業申請型共同研究」の制度を活用して、民間企業との共同による新たな技術開発の推進に努める。

（３）雨水貯留施設の助成制度の創設

近年、全国的に計画規模を超える大雨が多発しており、このような超過降雨に対する浸水被害の軽減に向けて、市民の「自助の促進」を目的とした、各戸貯留の助成制度を実施する。　平成 19 年 3 月完了

《スケジュール》

（１）については、平成 17 年度：優先交渉権者決定、平成 18 年度契約、平成 19 年度から運営
（２）については、引き続き継続実施
（３）については、平成 18 年度から実施

マネジメント改革	大項目	Ⅴ　組織の生産性の向上	課題	1　業務プロセスの改善	具体的取組み	①	他の法人(大阪府等)との連携	
				2　事業の経営形態の見直し				
				3　アウトソーシング（外部資源の活用）・民間委託の推進		②	市政全般への民間企業等との協働の推進	
				4　官民協働(パブリック・プライベート・パートナシップ＝PPP)の推進		③	市民・地域団体との健全な協働の推進	⑰
				5　恒常的評価体制の構築				

【具体的取組】

③　市民・地域団体との健全な協働の推進

（１）下水処理場の一般公開をはじめとする各種イベントや緑地帯の維持管理などアメニティ施設の管理において、市民との協働を検討し、実施する。

（２）下水道事業においては、近年、全国的に計画規模を超える大雨が多発しており、このような超過降雨に対する浸水害の軽減に向けて、市民の「自助の促進」を目的とした、雨水貯留施設の助成制度を創設し、各戸貯留の助成を実施し、市民との協働を推進する。

平成 19 年 3 月完了

《スケジュール》

（１）については、平成 17 年度に検討し、平成１８年度から順次実施

（２）については、平成 18 年度から実施

マネジメント改革	大項目	Ⅴ　組織の生産性の向上	課題	1　業務プロセスの改善 2　事業の経営形態の見直し 3　アウトソーシング（外部資源の活用）・民間委託の推進 **4　官民協働(パブリック・プライベート・パートナシップ＝PPP)の推進** 5　恒常的評価体制の構築	具体的取組み	① ② **③**	他の法人(大阪府等)との連携 市政全般への民間企業等との協働の推進 **市民･地域団体との健全な協働の推進**

道路の適正使用

【現　状】

・大阪市内の道路上には、はり紙､はり札、立看板等の違反簡易広告物が多い。
・これらは、都市景観を阻害しているだけでなく、歩行者や車の運転者の視界や通行の妨げとなっており、交通安全上も非常に大きな問題となっている。
・大阪市では、屋外広告物法に基づく「簡易除却」を行うとともに、年 2 回の「道路クリーンアップ合同パトロール」や 8 月の｢道路ふれあい月間｣中のイベントなどの「啓発活動」を行っている。

平成 16 年度　違反広告物除却実績　約 920,000 枚

【何が問題か】

・行政で除却しても、すぐにまた貼られるといったいわゆる「いたちごっこ」状態に陥っている。
・平成 16 年に屋外広告物法が改正され、条例で定めることにより、屋外広告業の登録制度の導入、違反行為に対する過料制度の導入、違反広告物の除却保管に要する費用等の徴収が可能となった。

【これまでの取組】

・まちの美観と安全を守るための市民の自主的な活動と協働した対策として、「路上違反簡易広告物撤去活動員制度」（いわゆる「かたづけ・たい」）を平成１４年４月に創設した。
・この制度の実施により､市民が身近な場所での違反簡易広告物を除却することが可能となった。
・このことにより、違反掲出と除却のいたちごっこ状態の解消を図るとともに､この制度を広くＰＲすることにより､違反簡易広告物問題の啓発活動にもつながる。
・「かたづけ・たい」認定状況（平成１７年１１月現在）

市民団体	１７８団体	２３３８名
法人団体	２６団体	６２６名
合　　計	２０４団体	２９６４名

・平成 16 年度「かたづけ・たい」撤去実績　　約 210,000 枚

【今後の具体的な取組課題】

・「かたづけ・たい」の認定については、活動員 5000 人
330 団体を最終目標としている。(平成 18 年度まで)
登録制度、過料制度の導入や除却保管に要する費用の徴収に向けた「大阪市屋外広告物条例」の改正(平成 18 年度改正予定)

マネジメント改革	大項目	Ⅴ　組織の生産性の向上	課題	1　業務プロセスの改善	具体的取組み	①	他の法人(大阪府等)との連携	
				2　事業の経営形態の見直し				
				3　アウトソーシング（外部資源の活用）・民間委託の推進		②	市政全般への民間企業等との協働の推進	
				4　官民協働(パブリック・プライベート・パートナシップ＝PPP)の推進		③	市民・地域団体との健全な協働の推進	⑰
				5　恒常的評価体制の構築				

【具体的取組】

③　市民・地域団体との健全な協同の推進

（1）「かたづけ・たい」の制度創設以降、道路上の違反簡易広告物は減少しており、本制度は効果的な施策である。

・平成１３年度の除却数　１５５万６０００枚　→　平成１６年度の除却数　９２万００００枚

・「かたづけ･たい」の除却数は、平成１５年度　２０万７０００枚　→　平成１６年度　２１万００００枚

また、場所によっては、違反広告物の目立つ場所もあるので、対策は継続的に実施していく。

「かたづけ・たい」の認定については、現段階では、平成 18 年度まで活動員 5000 人 330 団体が目標となっているが、市民と協働した取り組みも不可欠であること、また、行政ではなく市民自からが除却作業を行うことにより違反者に対する抑止効果があると期待できることから、平成１８年度以降も引き続き、この制度を維持していく。

今後は、ボランテイアのモチベーションを高めるための方策（例えば、表彰制度）や行政がもっている情報(どこに違反広告物があるか、他の「かたづけ・たい」の取り組みなどを紹介するなど)を積極的に市民にも提供し、活動をコーデネイトしていくことなどの検討を行っていく。

（2）平成１６年度の屋外広告物法の改正を受け、違反広告物の抜本的解消のために、大阪市屋外広告物条例を改正する。

平成 19 年 3 月完了

(検討内容)

・事業者育成の観点から、大阪府など関係自治体とも連携した「登録制度」の導入

・違反行為者や広告主に対する責任追及を強化するための過料制度の導入、除却保管に要する費用徴収

《スケジュール》

（1）については、平成 18 年度以降も引き続き順次実施

（2）については、平成 18 年度に実施

マネジメント改革	大項目	Ⅴ　組織の生産性の向上	課題	1　業務プロセスの改善 2　事業の経営形態の見直し 3　アウトソーシング（外部資源の活用）・民間委託の推進 **4　官民協働(パブリック・プライベート・パートナシップ＝PPP)の推進** 5　恒常的評価体制の構築	具体的取組み	① ② **③**	他の法人(大阪府等)との連携 市政全般への民間企業等との協働の推進 **市民･地域団体との健全な協働の推進**

放置自転車対策

【現　状】

・これまで、本市は、放置自転車対策として、
　ⅰ鉄道駅周辺での駐輪場整備
　ⅱ放置禁止区域の指定による即時撤去
　ⅲ駐輪場の有料化
　を柱に対策を講じてきた。
・また、平成１４年度から国の「緊急地域雇用創出特別基金」を活用し、個別の駅に啓発指導員（サイクルサポーター）を配置し、正しい自転車利用の啓発活動や駐輪場への誘導等を行い道路の通行機能を確保し、放置の　解消に努めた。その結果、配置駅で放置台数が約４割減少するなどの効果が得られているが、国の「緊急地域雇用創出特別基金」は、平成１６年度末で終了するため、平成１７年度からは、単独市費で本制度を継続している。

【何が問題か】

　市民の間に「めいわく駐輪はできない」という雰囲気を浸透させるためにも、地域の市民が啓発活動に積極的に取り組む仕組みづくりが必要である。

【これまでの取組】

・放置自転車問題に自発的に取り組んでいる地元団体と協働で啓発活動を実施
・ボランティアによる放置自転車の啓発指導員制度に関する要綱の制定（平成１７年５月）

【今後の具体的な取組課題】

・区政として、区民に身近な問題である放置自転車問題を地域ぐるみで取り組んでいけるような調整機能を構築し、局と区役所との連携により、更なる自転車マナーの意識向上を図る。
・平成 20 年 10 月に作成された『「元気な大阪」をめざす政策推進ビジョン』に基づき、放置自転車台数ワースト１の返上のための取組みを推進する。

マネジメント改革	大項目	Ⅴ　組織の生産性の向上	課題	1　業務プロセスの改善	具体的取組み	①	他の法人（大阪府等）との連携	
				2　事業の経営形態の見直し		②	市政全般への民間企業等との協働の推進	
				3　アウトソーシング（外部資源の活用）・民間委託の推進		③	市民・地域団体との健全な協働の推進	⑱
				4　官民協働(パブリック・プライベート・パートナシップ＝PPP)の推進				
				5　恒常的評価体制の構築				

【具体的取組】
③　市民・地域団体との健全な協同の推進

区役所と連携した、さらなる市民の放置自転車啓発運動への参画の働きかけ

《スケジュール》

平成１８年度　モデル区での試行実施
平成１９年度　モデル区での試行実施を拡大
外部委員で構成する「大阪市自転車問題検討委員会」を設置、自転車対策における公民の役割分担や地域特性に応じた対策のあり方を審議し、提言を受ける。
平成２０年度　市民協働を導入した区と局が連携した自転車利用適正化事業「トライアルプラン」を実施
「大阪市自転車問題検討委員会」からの提言を踏まえた自転車対策のあり方を検討
平成２１年度以降　引き続き、「トライアルプラン」を拡大実施
キタ、ミナミの中心市街地において、「自転車まちづくり地域協定」に基づく市民協働型の放置自転車対策を推進する。

マネジメント改革	大項目	Ⅴ　組織の生産性の向上	課題	1　業務プロセスの改善 2　事業の経営形態の見直し 3　アウトソーシング（外部資源の活用）・民間委託の推進 4　官民協同（パブリック・プライベート・パートナーシップ＝PPP）の推進 **5　恒常的評価体制の構築**	具体的取組	① ②	**局・区経営方針と連動した行政評価** 第三者委員会による独立した包括的評価体制の確立

下水道事業

【現　状】

・各課各部が事業単位で自己評価を行い、第三者が 2 次評価を行なっている。
・施策レベルの評価を試行的に実施している。

【何が問題か】

・行政評価を実施しているが、各課各部の事務と事業レベルの自己点検に留まっており、市全体の経営の見直しや事業戦略に結びついておらず、評価時期なども含めて、資源配分（例えば予算編成）に連動できる制度設計になっていない。
・各事業における事業分析が不十分である。

【これまでの取組】

本市全体の取組みとして、平成１２年度から業績評価を、平成１３年度から大規模事業評価を試行的に実施、事業再評価とともに平成１５年度から本格実施し、施策的評価を平成１５年度から試行実施してきたが、事業評価は、大規模事業評価及び事業再評価を除いて現在実施を凍結中

【今後の具体的な取組課題】

局・区経営方針と連動した行政評価

マネジメント改革	大項目	Ⅴ　組織の生産性の向上	課題	1　業務プロセスの改善 2　事業の経営形態の見直し 3　アウトソーシング（外部資源の活用）・民間委託の推進 4　官民協同（パブリック・プライベート・パートナーシップ＝PPP）の推進 **5　恒常的評価体制の構築**	具体的取組	① ② **局･区経営方針と連動した行政評価** 第三者委員会による独立した包括的評価体制の確立	⑰	

【具体的取組】

①　局・区経営方針と連動した行政評価

・下水処理場・抽水所の運転維持管理の評価指標を整備するとともに、それを分析・評価するといったＰＤＣＡサイクルを導入して、運転維持管理の継続的改善を実施することにより、維持管理経費の削減を実現する。

・当局の主要業績項目の現状分析を行うとともに、その結果に基づく自己評価を行い、経営方針に反映させる。

《スケジュール》

平成 17 年度に検討し、平成 18 年度から継続実施